

## 厚岸町議会 平成22年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成22年3月15日

午前10時00分開会

委員長（音喜多委員） ただいまより、平成22年度各会計予算審査特別委員会を開会します。

先週に引き続き、議案第3号 平成22年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

184ページ、5款の農林水産業費から入ってまいります

5款農業水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

2目農業振興費。

13番。

室崎委員 何回か農地法ですか、その関係法律が変わって、農業法人というものでいろいろとやることができるようになってきて、そのマイナス面についてはいろいろとやられておりました。簡単に言ってしまうと、大企業が地域に入ってきて、しゃぶってすぐいなくなることを可能にするようなものでないかというような話がされていまして、私もそういうものについてはいろいろと耳にもし、目にもしておりました。

ところが、こういう使い方もあるんだなといいますが、なるほどなというふうに関心させられる記事が出まして、それでちょっと二、三の方からもお話を伺うということがございましたが、トライベツで農業法人をつくって、そして離農した人も受け皿にするし、また、地域の人たちが共同していろいろな飼料購入であるとか、あるいは作業を効率化する。そして、地域全体で生きていこうというために、この法人を設立したという話がございます。非常に私も感激したんですけども、こういうものに対して、厚岸町はどのような対応をしているのか。あるいは、側面でも後方でも支援をしていこうということで、いろいろなさっているんじゃないかと思うので、その点についてお聞かせをいただきたい。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ご答弁させていただきます。

昨年の6月から、トライベツの未来を考える会が設立されまして、私ども厚岸町、それから浜中農協、それから改良普及所さんとともに、トライベツの酪農家さん方が主導的に自分がここにずっと住んでいたい、ここで暮らしていたい、ここで何とか酪農を続けていきたいという思いで設立されたトライベツの組織でございます。さらには、未来の検討委員会という組織でございまして、何とか自分方が年をとっていった仕事ができなくなったときに、すべて飼料づくりから牧草刈りからいろいろなことが、自分みずからするんでもなくて、組織として一体となってそれぞれやっていく。自分が高齢者に

なっていったときにでも、酪農を続けていけるようなシステムをつくりたいということで、先日、町のほうにも農協さん、それからトライベツの未来を考える検討委員会の代表者の方々が集まりまして、町のほうに要望として来られました。

自分方は、個々の給餌スタイルを全体で考えていくために、農業生産法人を設立して、それで餌のコストを下げることを目的として、TMRセンター、いわゆる飼料工場みたいなのを建設していきたいということで、それについての建設についてお手伝い、側面的に支援できないか、それから敷地等の提供も、どこか町有地なりで貸していただけないかというようなことも含めまして要望が来ております。現状は、そういう状態でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 お話を伺うと、大変にこれからの地域での農業というもののあり方として、一つの方向性を示すものではないかというふうに私自身は思っているわけですが、町としてはこの後具体的にどのような形でそれを応援していこうというふうに考えていますか。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、担当課長から答弁がありましたとおり、先般、私のほうへこの考え方を持って、要望としておいでをいただきました。ご承知のとおり、トライベツ地区は浜中農協の所属でございます、浜中農協と地元の人方、代表の人方が来たわけでありまして、

そういう中で、今、ご質問がありましたとおりの内容を持って来たわけでありまして、実は来年、法人化をしたいという中でありまして、具体的にどのような構想を持ってやるのかという具体性がまだ固まっておりませんので、その点、固まり次第、その考え方を私は大きく感銘をしたい。そしてまた、厚岸町として、行政として何ができるか、ともにお互いに協議しながら前向きに進めることであると、私はそのように理解をいたしているところでございます。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

6番。

佐斉委員 ここで、中山間地のことを聞きたいんですが、この事業が始まって何年になりますか。それと、あと、今回これはあと何年ぐらい残っていますか。それから、現在の事業内容について教えていただきたいと思っております。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 中山間地域と支払い事業の関係かと思っておりますけれども、こ

の事業が始まって何年立つかということで、今年21年度で2期が終わります。ということは、5年ごとで10年が終わりました。これから22年から、また新しく第3期、5年間、中山間直接等支払い事業がまた始まるということでございます。

次に、内容でございますけれども、この事業の支払制度の概要でよろしいでしょうか。中山間地域直接支払制度の概要といたしますと、平地と山間地の間で河川上流に位置する中山間地域は立地条件が不利だということで、生産できる作物に限られる、農村の過疎化や高齢化の増加から、国土の保全、水源の涵養だとか、良好な景観形成といった農業農村が持つ多面的機能の低下が懸念されているという地区でございます。そういう中山間地域と通常の平地の生産条件の差を直接交付金によって賄うことによって、多面的機能の維持だとか確保をしようという国の制度でございます。平成12年度から実施されているという事業でございます。

委員長（音喜多委員） 6番。

佐斉委員 そうすれば、5年、5年ですから10年終わったということですね。それから、これから5年で15年ですか。これを見ますと、どうも大体町が3分の1ぐらいですか、残地を見ますと、2,600万、単純計算しますと4億ぐらいの金が出るわけですね。その点、いろいろ今内容については詳しくいろいろな話をしていただきましたけれども、中山間地の斜陽の土地の利用のできないところに対してのあれですから、その内容についてはわかるのです。実際あれですか、この金はそういうふうに使われる、使われるというのは語弊があるでしょうけれども、今、私、いろいろ話を聞くと、それが直接農家に個人的に使われていると。個人的というのですか、本来の趣旨に合ったように使われていないような話を聞くものですから、その辺はきちっと調べられて、本当にそのように使われているのか把握しておられますか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、町の負担は4分の1でございます。先ほど申したような趣旨によって、その事業が使われているかというご質問かと思いますが、この事業の内容は多面的推進活動による農業廃棄物の適正処理対策だとか、災害時の停電発生に対応するために非常用の発電機を導入するだとか、それを各農家の牛舎などにも切りかえスイッチをつけてするだとかという事業にも使われています。

それから、生産性収益の向上として、酪農のヘルパーさんだとか乳牛検定組合、それから家畜疾病予防等の助成にも使われております。それから、多面的機能の発揮活動として、修学旅行生の受け入れ農村交流事業等にも使われております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 6番。

佐齊委員 確かに言っている内容はすばらしいですね。4分の1ですね。これを見ますと1台で2,600万となると、単純で15年で4億の金になるんですね。そうでしょう、単純で。2,600万の。道からの町の負担でもって2,600万にしても、大体4億円の金ですね。町の財政が厳しい中で、これだけのものを、確かに道から来てますけれども、やっぱりもちろん大量の金が使われているっていうことで、本当に言われるようなことにきちっと使われていけば問題ないんですけれども、その辺をきちっと把握していかなければ、補助金ならただ貸しのないように、その辺もう一度。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまのご指摘でございますけれども、町も助成金を出している以上、その確認を実績報告書をもっていただいております。このお金がどのように使われているのかも含めまして、細かく何を買って66万だ、何を買って何万だ、何に使って、ヘルパーさん事業に192万だという交付金の実績の一覧表、それから実績に対する確認できる写真等もいただきながら、きちっと使われていることを確認しておりますので、そういったことで内容につきましてはきちっと整理しております。そういったことでご理解いただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

3目畜産業費。

4目農道費。

11番。

大野委員 農道費の中の白浜に建てております農道の監督員詰所のことでお聞きしたいと思えます。

前、議員協議会かどこかで、そのうち解体するのだという話を聞きまして、町の負担が出るっていう話を聞いたんですけれども、まずは詰所の解体費用ってどれくらいかかるのかをまず1点目として。2点目は、あの詰所、まだ見てそんな何十年もたっているようには感じないのですけれども、建設年度と建ったときの建設費といいいますか、事業費といいいますか。そのときに、町が負担した金額は幾らなのかをお聞きしたいと思えます。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） お答えさせていただきます。

解体費用は幾らかという第1点目ですけれども、解体費用につきましては、当然、町

の所有物でありますので北海道が算出しておりますけれども、600万程度ということは伺っております。

それと、詰所の建設年度と建設時の町の負担がどうなっているかという、建設費は幾らかというご質問でございますけれども、建設年度は平成9年12月25日に完成しております。建設費は5,250万円となっております。

厚岸町が地元の負担として、道営事業に対する地元負担率で22.5%を持っておりますけれども、このときには農免農道を太田からをやってございまして、平成9年に、そのときに990万5,700円の建設費のうち、国が55%、道費が22.5%、地元負担が22.5%で、222万8,000円ほどの負担がかかっております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 11番。

大野委員 道の建物なのであれなのですけれども、そうしたら取り壊しのときは町負担はないということによろしいのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 委員の皆様方には、教育委員会のほうから町負担があるという報告があったに聞いていますけれども、確かにその時点では私どもも同じ認識で、町負担があるという認識でございましたけれども、先月の後半に道のほうからまた連絡が入りまして、国の行政刷新会議だとか交付金事業に補助金から変わったとかということで、国の動きと道の動きがきちっと定まってきまして、厚岸町の負担は強いらぬ、北海道の単独費で解体をすることになっていきますということで報告をいただいております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） いいですか、11番。

ほかは。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

5目農地費。

10番。

谷口委員 お伺いします。

一つは、この地すべり防止区域管理業務委託って、これは何をやる事業で臨時職員の賃金が見られているのか。それから、尾幌地区畜産担い手総合整備事業の、今年は売り払いだと思っておりますけれども、基本整備委託料というのは80万3,000円見られているので

すけれども、これは何のために、これは前年度も事業費がついているんですけど、今年度のこれは何でこの金額になるのか教えてください。委託料が480万1,000円ついているんです。ことしは80万3,000円になっているんですが、これについて教えていただきたいと思います。それから、この附帯事業の28万1,000円についても説明してください。

それから、一番下の北海道土地改良事業団体連合会の負担金が、昨年から見ると若干増えているんですが、これはどうしてなのか教えていただきたいというふうに思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） まず、1点目の地すべり防止指定区域管理業務委託でございますけれども、これは道営事業によりまして、地すべり防止区域の事業が過去ずっと行われてきております。それに関しまして、北海道から業務委託を受けまして、地すべり防止区域の維持管理業務を北海道から委託を受けて実施しているものの事業費でございます。

それから、2点目の尾幌地区畜産担い手総合整備事業でございますけれども、この80万3,000円ですけれども、これは歳入のほうでもありましたけれども、受託事業収入で160万6,000円の2分の1の80万3,000円、受益農家から町に負担として入りまして、それが公社のほうに町から80万3,000円を支払うという内容のものでございます。

80万3,000円でございますけれども、尾幌地区畜産担い手総合整備事業の草地整備改良の160万6,000円に対する2分の1、80万3,000円の負担でございます。いわゆる農家負担、先ほど申しましたように農家負担が80万3,000円かかりまして、それが町に歳入が入ってきまして、町が公社に対して80万3,000円を支出するということになります。

この負担金の31万5,000円でございますけれども、北海道土地改良事業団体連合会に1町村4万円の負担金が発生しております。さらに、道営畑地帯総合整備事業、営農用水の関係でございますけれども、事業費割によって22万8,000円、次に、道営浜中整備地区草地整備の事業費割合で2万550円、次に、道営厚岸東部地区草地整備事業の負担割合で2万6,000円、合計で31万4,550円ということで、予算的には31万5,000円という支出でございます。

負担金が増えているということでございますけれども、事業費の額によりまして負担金が発生するわけございまして、単独営農用水関係で1億6,000万の計上をしていますけれども、それによりまして大きな原因は増えているということでございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 この地すべり防止区域管理業務委託、要するに維持管理のためということなのですけれども、これは場所がどこで、どんなことを維持管理しているんですか。それをちょっと教えてください。

それから、尾幌地区のあれはわかったんですけど、尾幌地区担い手総合整備事業附帯事務費というのがありますよね。これは何をやるものなんですか。この事務費28万1,000円。それから、改良事業団体連合会は、事業の総額が増えたことによって増えたって理

解すればいいですね、この負担金は。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 1点目の事務費の28万でございますけれども、先ほど申しました尾幌地区の畜産担い手整備事業に対する厚岸町に配分されている事務費でございます。これが28万ということになっています。補助が28万ですので、28万1,000円の計上をさせていただいております。

それから、先ほどの2分の1が道の補助、1台が14万1,000円で、合わせて28万1,000円ということになっております。

それから、先ほどの地すべりの内容でございますけれども、道営事業におきまして地すべり防止工事が過去やっておりますけれども、それが今どういう状況になっているかの把握のための調査でございます。それは北海道から委託を受けて、厚岸町が委託を受けまして、それを調査しまして、それをまた道のほうに報告します。それによって、北海道から委託費をいただいております。

内容は、地区はプライベート地区が主でございます。その事業で行われました地すべり防止区域の調査でございます。その地すべり防止区域の補助をやった内容は、いろいろな調査機関がありまして、その実績に基づいてまた道のほうにその対策を要望していくという内容になっております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、ここ業務委託ってなってますけど、これは臨時職員の賃金で見ているんですけど、これは臨時職員、こういう専門の臨時職員みたいのを見て、見回りっていかそういうことをするんですか、この事業は。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） この臨時職員ですけれども、一般の方はそういう地すべりがどういう状態かということが把握できませんので、あくまでもそういった調査できる会社の方に、職員の方をお願いするということで、ここに臨時職員の賃金が発生しております。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 ちょっとわからなくなってきたんですけども、どこか専門の会社の人をお願いして、その調査をしてもらうわけでしょう、今の説明を聞いていると。だけれども、ここで見ているのは賃金で見えていますよね。そういう場合は委託にはならないんですか。したって、会社の間人が調査をするわけでしょう。厚岸町が雇って調査をするんであれ

ば臨時職員ということになるかもしれないけれども、こういうやり方をただしたいという、ちょっと説明してほしいのですけれども。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） そういった専門の方を厚岸町が雇って賃金として払っている。あくまでも会社と契約して結んでいるわけではなくて、厚岸町が個人に対して支払いをしているという。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 申しわけないです。こんなことで長々やっているのはあれなんですけれども、その専門家というのは個人でやっている人なのですか、それとも会社に雇われている人をお願いするんですか。そして、会社に雇われた人でも、町がそうやって臨時職員として賃金を支払うことが可能なんですか。一般的にどこかの会社で雇われていれば、その人はその会社から給料をもらいますよね。どうもその辺がぴんとこないんですけれども、どういうことなんですか。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時38分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。  
産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 大変貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

先ほど、会社という言葉が出ましたけれども、あくまでも技術的知見を持った個人を採用して事業を行っております。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） ないようですので進みます。

6 目 牧野管理費。

7 目 農業施設費。

8 目 農業水道費。

10番。



谷口委員 別寒辺牛の水道の布設替え、これはどの地域の何年に布設したものを、今回  
どういうわけで布設替えするのか、ちょっと教えてください。

委員長（音喜多委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） お答えいたします。

布設年度、今直ちにお答えできませんが、理由は農道整備のための移設でございます。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（ な し ）

委員長（音喜多委員） なければ、202ページ、9目堆肥センター費。

2項林業費、1目林業総務費。

13番。

室崎委員 資料のお願いをしてありまして、相当前からなんですけれども、シカが異常  
に増えてきて、それで、まず農業被害が随分多発しています。みんな農家は困っている。  
牧草を食べられるということですね、基本的に。その後、数年たってから、今度は市街  
地、ここで言うと橋向こう、湖南地域の市街地にシカが多数あらわれるようになって、  
またそれで町民の皆さんが非常に困っているという状況が出ております。

それで、簡単にまとめていただいたんですが、それで教えていただきたいんですが、  
被害の話はちょっとこっちへ置きまして、まずその基礎になるシカの数なんです、厚  
岸町において、もちろん大ざっぱな推測しかできないでしょうけども、その前に、農業  
被害の出ている地域と市街地とは別地域と考えたほうがいいかと思うんです。その間を  
シカが行き来しているとはちょっと思えないんです。そうであればそう言っていただ  
ければいいんですが、それで、二つに分けながらお聞きしたいんですけれども、農業被害  
を出しているこの地域のシカの現在の生息数というのは一体どのくらいと、厚岸町内  
ですよ、考えられているのか。それから、市街地域ではどのくらいのシカが跋扈して  
いるというふうに考えられているのか、まずその基本的な数字からお聞かせ願いたい。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） まず、シカの生息数について、幾らくらいかというご質問  
でありますけれども、実はこの厚岸町内の生息数自体は把握をしてございません。と  
いうのは、北海道で頭数の管理をしているわけでありまして、実は北海道でいろいろな  
ライトセンサス、あるいはヘリコプターの調査、それから有害駆除の頭数、あるいは一  
般狩猟、これは趣味でやられている方の一般狩猟の頭数、そういったことを総合的にと  
らえまして、生息数を調査を実はしてございます。それが大体北海道で52万頭という数

字になってございます。

この北海道を二つに分かれまして、東部地域というふうに分けますと、これが網走、十勝、釧路、根室、大体26万頭という数字がはじき出されてございます。それから、ほかの西部地域、石狩を初めとして日高まで、これについても大体26万頭いるんじゃないかということで、合わせて52万頭ということでございます。

実は、支庁単位での数字といいますのが、そういったものが、シカの出入りが激しい、シカの支庁間の出入りが激しいということで、生息数は出てございません。したがって、市町村の数、市町村ごとの生息数は出すことは無理だということで、各市町ともシカの頭数は把握しておりませんが、唯一シカが増えているという状況をつかむために、ライトセンサスという方法を用いまして、シカの数を大体のところこのような形で何%ぐらい増えている、毎年モニタリング調査ということで、そのライトセンサスによってシカが増えているかふえていないか、そういう把握をしているということにとどまっている状況でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 このライトセンサスというのは、一定の枠の中で同じところで何頭いたというのを見ると。夜に光を当てると目が光るとか言っていますが、そういうようなことで勘定するというふうに聞いていますが、これで平成19年は58頭だったのが、21年は110頭というのだから約、倍になったと。そうすると、湖南地区もそういうような形で同じ状態で増えていると、全部同じ状態増えていると、そういうふうに考えているわけですか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 実は、このライトセンサスの数字でありますけれども、起点を上風連大別線の若松の交差点、町道と上風連大別線の交差点が若松地区の入り口のところにございますけれども、そこから上尾幌の入り口、上尾幌の市内に入る手前に線路がございますが、そこまでを走行した頭数が平成19年度で58頭、それから平成20年度で85頭、それから平成21年度では110頭ということで、今回資料として提供させていただいた数字がそういう数字でございます。

それから、湖南地区の関係でございますけれども、湖南地区につきましては、明らかに生息数が増えているという住民の方からの情報、それから町内の湖南地区の各自治会のお話、そういった要望が増えていると。シカの頭数が非常に増えているという、顕著にあらわれているのが、夜とか日中でもシカが横断をして、交通事故の危険性が非常に高まっていると、そういうことから厚岸町としてもシカの頭数が増えていると、ライトセンサス上にも増えているということで、そのような判断をしたという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 この後、それにも触れますが、被害もいろいろ出ているわけで大変な状況ですよね。そのときに、道やあるいは国に対して、いろいろな形で支援を願っていく場合にも、頭数が大ざっぱに見てもこのくらいになってきているという何らかの基準、基礎資料というのは必要でないかと思うのですよ。そういうことで、今後何らかの調査を行うことが大事でないかと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えですか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 事業的に、厚岸町が平成20年度、特措法と言いまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別に関する法律というのが、平成19年の12月に施行をされております。それで、被害防止計画を厚岸町は平成20年に立てているわけでありましてけれども、そういった計画を立てますと、ソフト事業とかハード事業とか、これらが状況によってはできるということもありますけれども、そういった生息調査をこの事業に載せられるかどうか、そういったことも釧路支庁の関係者と協議をしたいというふうに考えてございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 被害は非常に出ているということは間違いない。それで、駆除していかなければならないと思うのです。これは町民がみんな望んでいることですから、それを進めるに当たって最も効果的なやり方をしなければならない。それで今聞いているんです。

生息数に関しては、数に関しては今のところ手のつけようがないというお話でしたが、今度、生態ですよね。農業被害が出ているいわゆる山のほう、それについては近隣町村の間を行ったり来たりしているから、なかなかここにこれだけいるというのが言えないということと一緒に、今、生態の話が出ていました。ただ、それに関しても、この前も新聞に出ていたんですが、国有林というのはシカの養育場所ではないのかというようなことを専門家に批判的に指摘されているというような話も出ています。国は非常に及び腰ではないかと。ただ、話だけではだめなんですよね。そういうデータが必要なんです。それと同じように、今度、湖南地区の市街に出てくるシカも、ずっとそこに居続けている。どこからどんどん入ってくるのか、そういうものについて、いわゆるシカの行動がわかるような調査というのも、これも必要だと思うんです。

例えば、周辺の国有林、こっちに国有林があったかどうかわからないけれども、ただ道有林なんかにごっそりいて、それがぼろぼろ出てくるっていうのであるならば、道有林できちんと対処しなければならないですよ。そういう部分を含めて、シカの1日の行動といいますか、そういうものをちゃんととっていく調査も必要ではないかと思うのですよ。そういう点、そういうものがあって初めて効果的な駆除っていうのが可能になると思うんですが、その点ではどういうことをやってきたか、あるいは検討してきたか、そして今どうしようとしているか、お答えいただきたい。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） これまで行ってきたことにつきましては、資料の2ページのほうにあります湖南地区の市街地の駆除ということで、頭数管理ということでやってきてます。そもそも湖南地区のエゾシカの関係につきましては、毎年実施されております各自治会の要望を町のほうに受け付けてございますけれども、この中で大半の自治会から強い要望が出されまして、北海道から個体数調整ということで特別に許可をもらって厚岸町が事業主体となって行っているのが、湖南地区のエゾシカ駆除ということでございます。

この駆除につきましては、頭数増によりまして自然生態系の影響、あるいは生活への影響、そして農林業の影響と、そのうち農業への駆除については、先ほどご質問者のおっしゃられたとおり、有害の駆除ということで毎年農業関係については駆除を行っておりますけれども、湖南地区については頭数調整ということで行っていたということでございます。

それから、生息の関係につきましては、厚岸町の上空から航空写真を見ますとよくわかるんですけども、特に湖南地区の市街地を上空から見ますと、御供山は単独でございます。それから、御供山は奔渡町と松葉町、あるいは梅香町と、そういったところに面しておりますけれども、それから商業地とか吉祥寺さんがあるところの周辺の湯殿山という山がございます。それも梅香町、それから湾月町ということで、これも単独で山がございます。それから、キャンプ場からネイパル、あるいは湾月町にかけて、これもそれぞれ一つの山ということで、シカにとってすみかがあるのではないかなというふうに推測をされるわけです。

そのほかに、先日もう1回、航空写真を見直したら、たまたま床潭街道を床潭に向かって、左側の山が道有林のほうになります。それから、右側のほうは筑紫恋とかそういったところに絡むわけですけども、四つぐらいに分かれるところです。床潭の道路から、山側のほうから常にエゾシカが来るということになると、駆除をしてもある程度駆除を継続をしていかないと、これは道有林のほうから床潭側街道の山側から、それから奔渡町の7丁目、このあたりずっと一体的にシカが来るというふうに想像できるわけなのです。

したがいまして、私どもにとって、このシカの生息調査といいますか、そういったものは非常に今後大事になってくるのではないのかなというふうに私も思っている次第でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 結論において、生息調査が非常に重要であるとおっしゃいましたので、そうすると、今年度から何らかの形で生息調査をやっていこうというお考えだということですね。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） この点については、先ほど言った事業なんですけれども、鳥獣被害防止総合対策事業、こういった事業のメニューに該当するかどうか、これらについても今年できるかどうか、そういったことも含めて、これはまだお約束はできませんけれども、釧路支庁のほうに問い合わせをして、事業が可能かどうかを含めまして検討してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思いません。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 今、駆除を行っているという話でして、これは農業地域では大分前から始まっていますよね。期間だとか、どういうものを打っていいかとかというところでは、毎年変更があって今日に至っていますが、行うことは、いわゆる有害獣駆除として行っています。

ただ、それで一体どれだけの効果があったんだろうという感じはするんですよね。だって、19年から21年と比べただけで倍に増えているわけですから。そうすると、400頭をとりまして、400何頭をとりましたというのはわかります。けれども、それで増えるのを抑えているのかっていう話になると、どれだけの効果があるのだろうという感じがいたします。これについては、やはり効果のある駆除をやってほしいというふうに思います。それができるできないの話は今こっちへ置いて、被害に遭っている方たちの切実な気持ちだと思います。

それから、湖南地区に至っては増えているのだと。とにかく夜になると、庭の花やいろいろな家庭菜園なんかも食べられてしまう、庭のオンコが枯れてしまうという被害が続出ですから。それから、日中でもあちこちでもって悠然と歩いているシカに出会いますので、増えているなという感じはあるのですけれども、去年に比べてどのくらい増えたんですかと言われたときに答えようがないのですよ、印象しかないから。そういう中でもって、こんな被害があるのですっていう言い方だけでは、なかなかそういう国の事業のメニューに載せていくのは難しいと思うのです。町単費でもって全部やれといたって、これもまた大変です。ですから、基礎的なデータをきちんととって、科学的な装いを持った政策立案の方向というものが必要だろうと、そのように思いますので、これは強く要望いたします。

その上でお聞きするんですが、厚岸町は湖南地区においても猟銃による駆除を行っていますよね。これは、町民にも非常に好評という言い方はちょっと違うのかもしれないけれども、よくやってくれているなという評価をいただいています。それは、余りにもシカの被害がひどいので、それでこのようなことを町が行うということに皆賛成をしています。それだけに、こういうものがきちんと続けられなければならないと思いますので、一、二、お聞きするわけです。

まず、この厚岸の湖南地区のような場所での猟銃による駆除というのは、他の町でもあちこちで今行われているんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 釧路支庁のお話ですと、釧路市音別町で過去にやられた例があるというふうに聞いておりますけれども、全道的には珍しい、厚岸町だけというふうに聞いてございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それで、ライフルによる射撃なんですよ。そうすると、危険性も非常に高いわけで、もし万が一事故があって、一般町民の方がけがをしたり、また、何らかの事故によって一生懸命これに協力してくださっている猟友会の方に責任が出るというようなことになっては大変困りますよね。それで、そういうことがないように、十分ないろいろな問題について検討して、大丈夫だということでもって始められていると思うんです。ただ、町民の中に不安の声もあることも事実です。それで、どういうことについて、どのような検討をした結果こうなったかというところを、具体的に箇条書き的に簡単に結構ですから教えてください。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、確かに人家近くで発砲する場合の制限ということではございます。鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条というところで、第38条第2項でございますけれども、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物、もしくは電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって銃撃をしてはならないというふうに規定をされてございます。

ただ、この住宅が集合している地域について、何メートル以上離れている場所から発砲しなければならないという、そういう具体的な基準はございません。ただ、根拠はそれなんですけれども、今回の湖南地区の駆除に当たりますと、人家の近くということもございまして、町としても慎重に法的なことも調べて、そして釧路支庁、それから厚岸警察署と猟友会と十分協議をして実施をしているということでもあります。

北海道との協議の中では、一部、町の中に鳥獣保護区もございまして。そういったことがございまして調整が必要だということでもありますけれども、北海道のほうからは、シカに限っては頭数が増えているということで、個体調整の観点から鳥獣保護区域にかかわらず、シカへの獣害駆除を出していただいたという内容でございまして。ただ、安全対策、あるいは住民への周知の方法、これらについては十分行うようにということもございまして。

それから、厚岸警察署については、過去に一度だけ平成18年12月4日と12月20日の2回に渡りまして、奔渡6丁目の御供山でシカの駆除を行ったこともございまして。その際には、厚岸警察署の協力をいただきまして駆除実施中に付近をパトロールしていただいたということと、近くの自治会、二つの自治会にチラシをまいて周知を図ったということもございまして。

それから、猟友会のほうの関係でありますけれども、これにはエリアの選定、それから銃を使用するに当たっての注意事項、ハンターベスト、あるいは腕章の着用と、そういった細かいことまで打ち合わせをさせていただきます。

とりわけエリアの選定につきましては、特に住民から不安を与えないような場所の選定を第一に先導したということでございます。特に住宅地から離れるということ、それから学校近く、あるいは青少年の施設でありますネイパルの周辺は避けるということを中心に、山の斜面のあるところ、撃つ方向に必ず斜面があるところをエリアとして選ぶ。それから、土地の所有者の承諾を得られるところ、そういったエリアの選定箇所として選びまして、ハンターさんに対しては腕章とベストの着用、それから、路上からの発砲、あるいは道路はまたいで発砲の禁止、それから矢先の確認を十分に行っていたいただきたいということ、それから、発砲は必ず山の斜面に向けて撃つということと深追いはしない、さらには山の頂上には向かって撃たないと、そういった基本的なことはまだほかにもあるのですけれども、そういったことを中心に、ハンターさんにも気を配っていただいて駆除を行っていただくようお願いをしながら実施をしてきたという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 今、細かいことまで一つ一つ打ち合わせをして注意をしてもらっていると言っているいろいろおっしゃっていたけれども、そのほとんどは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や、また、それに伴う例規に記載されていることばかりですね。それは言うまでもない問題ですよ。それが違反していたら、もう完全にこの法律に違反するという問題です。

それで、万が一の危険という言葉もありますけれども、事故というのは幾ら注意していても起こるときは起こるといふ部分も持っています。もし万が一、事故が起きたときにどういう対処をするということについても検討していますか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまの事故の関係でありますけれども、ハンター個々の方にはそれぞれ厚岸猟友会に入っていていただいて、猟友会は北海道の猟友会に加盟をしているということでもあります。その北海道猟友会のほうで、事故に際しての保険ということで保険制度がございまして、そこに全員が加入をしているという内容であります。

厚岸町では、湖南地区の有害駆除に当たりまして、別に民間会社の保険がございまして、その保険での加入、このハンターの業務に当たって従事いただいている5名の方に、別に民間の保険の加入をして二重の保険を掛けている内容でありますけれども、実は保険がこの3月に民間のほうは切れるわけでありまして。その後、継続してその保険に入りたかったのですけれども、どうしても保険の商品そのものがなくなって、制度そのものが会社になくなるということと、それから、他のいろいろな保険制度を調べたのですけれども、このハンター保険の新しい制度がないということなものですから、北海道の猟

友会のほうで今入っている保険の上積みという形で何とか加入できないかなという方法も考えてございます。

もちろん事故がないことが一番ということでもあります。事故が起きないように、皆さんそれぞれチームを組んでいただいて、事故のないような万全な体制を組んでいただいているというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 今のは民事上のお話に終始していましたが、それについても万全を期していただきたい、そのようにお願いします。

それで、責任にはもう一つ、刑事上の責任がありますね。実際に銃を発射する人が道路をまたいで撃ったとか、山の上から下を向けて撃ったとか、そういう非常識な、少なくとも銃を取り扱う人たちの中では全くに非常識なことを、この仕事をしてくださる猟友会の人たちがやるわけではないというふうに思います。現実には、本州あたりから来たハンターが、車の中から道路の上から撃ったりして逮捕されたなんていう事件は幾らでもありますので、世の中にはないとは言いませんけれども、少なくともこれをやってくださっている猟友会の人たちにそのようなものはないと思うんですよ。

その上で事故があった場合には、それじゃあ過失傷害なり過失致死なり、業務上がつくかどうかは別ですが、そういうものが出てくる可能性はほとんどないと思うんですけども、そういうものがないように、町のほうからここからこのような形でお願いしますということをはっきり言っているわけですね。そうすると、お願いした町にも過失はないと、そういうものがあっても町の過失を問われるようなことはない、そのようにお考えですか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、この湖南地区のエゾシカ有害駆除に従事をされている皆さん方につきましては、5名の方を選んで、それは猟友会のほうで選んでいただいて、選抜していただいて従事をしていただいております。この5人につきましては、町内をよく知っている方で、地形その他熟知をされている方をお願いをしているというふうに認識をしてございます。

それから、毎回駆除を行う前に、この方々にお集まりをいただいて、町のほうからお願いする事項、それから注意をする事項、項目、そういったことをお互いに情報交換、あるいはこちらのほうからの内容を示した注意していただく注意事項等をペーパーにしたものをお配りをして、そして従事に臨んでいただいているということでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 今のお話は、私の聞いていることにちゃんと答えられないということだと思い



ますが、ちょっと話が変わりますが、ライフルを使いますね。ライフルの最大射程距離、いわゆる人的な最大殺傷能力といいますか、何キロぐらいだというふうにつかんでいますか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 認識が足りないとおしかりを受けるかもしれませんが、数キロに及ぶのではないかなというふうに思っています。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 軍用の大きなものと6キロを超えるそうですね。今、シカの猟に使われているぐらいだと、大体2キロから3キロという言い方をされています。だから、きちんとつかんでいらっしゃる。

それで、今いろいろな条件の中でもって行えば、まず事故がないだろうというふうにおっしゃっているのだが、跳弾という問題についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 跳弾っていうのは、当たってはね返るとんでもないところへ飛んでいく。はね返るといふか、コースが変わるのです。あるいは、何かに貫通したときにも、ライフルっていうのはライフル弾特有の回転をしますから、アメリカンフットボールのパスみたいなもので横回転をしています。したがって、必ず出ていくときに一番抵抗の多いほうに向かって曲がるのです。貫通したときは、それで、理論的には2回貫通すれば、自分の頭を自分の玉でもって撃たれることはあり得るわけです。そういう跳弾の問題については、どのように検討なさいましたか。していなければしていないで結構です。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 従事者の皆さん、あるいは猟友会の会長さんとのお話の中でも、跳ね返りというお話は伺ってございましたけれども、その件についての検討はしてございませんでした。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 既にこれは初めてではないですよ、今回が。もう何年やっているんですか。2年ぐらいやっているんですよ。20年からやっていますか。それで、今回が4回目ですね。その中で、そういうものについて検討していないというのは、ちょっと不思議な気がします。

何でこんなしつこく言うかということ、もう1点お聞きしたいんですが、最初に答弁の

中で鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律38条のお話が出てきました。38条の2項で住居が集合している地域というものは撃ってはならない、銃猟の制限のところに書かれているわけですが、これに関する平成12年の最高裁判例については検討なさっていますか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 最高裁の判例につきましては、検討してございます。周囲半径200メートルと、それから人家が約10軒ある場合については、人家稠密の場所に当たるという内容の判決でよろしいのですよね。この件については検討してございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 検討してございますって、検討したらその内容を言ってほしいんですが、私のほうから言いますね。

これは、平成9年に人家がばらばらとっある、田畑が混在している地域で散弾銃を撃った事件です。それで、たまたま狩猟監視員が見ていて、すぐ逮捕された。そして、簡裁で罰金10万円の言い渡しがあったわけです。これについて抗告しました。それで、高裁は、原判決を破棄して同じ刑を言い渡したのです。それは、銃の没収が落ちていたので、それでもって原判決を破棄して、それを賦課した上で、なおかつ抗告事案ですから、より不利な判決を言い渡すことは刑事訴訟法できないから、その分の執行はしないという注釈をつけてそのように原判決を破棄しました。これが上告されました。それで、高裁の認定は、まさにそのとおりであるといつて、最高裁は上告の棄却をしております。

それで、その前に、今、答弁者、人家稠密という言葉を使いましたけれども、平成14年にこの法律が大幅改正されまして、それまでの明治時代の狩猟法というものが新しい法律に引き継がれました。そのときに言葉が変わっているのです。明治時代は難しい言葉を使っているから。それが人家稠密という言葉で、稠という字は見たことのない字ですよ。のぎへんに周という字を書きますから。それは、現在の38条2項の人家が集合する場所という意味であるということだと。ここのところでは意味は変わっていないとされていますよね。

それで、その人家稠密とは何ぞやということが争われたわけです。その結果、高裁並びに最高裁は、半径200メートル以内に家が10軒ほどある地域は人家稠密の地域に当たる。すなわち、人家の住居が集合している地域に当たるのだという基準を出しているわけです。それについて検討した結果、検討してはわかりますが、今日このように行われているのは不思議だなという気がするのです。

それで、私、図面をつくってみました。今回も五、六ヶ所で行っていますよね。その中で、奔渡5丁目地域、その南側の南東の角と南西の角にコンパスの中心を置いて図面の上に200メートルで円を引いてみました。その結果、奔渡5丁目南側、御供山西側斜面付近というのの東角のところで言いますと、家は100軒近く入ってくるんですよ。200メートルの線は、奔渡の6丁目のほうまでずっと行ってしまいます。それから、西側の

角でやっても、100軒まではいかないでしょうけれども、10軒や20軒ではないのです。

それで、私が何でこんなことを言うかということ、それがわかっているところで引き金を引いたら、これは少なくとも普通の場合には、即この鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律ですか、これの38条2項に違反して同法83条で1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることになっているんです。なおかつ、狩猟免許は取り消されてしまう。こういうふうに法の適用がされるおそれがあるわけです。ところが、厚岸町がこの場所を指定して、ここで撃ってくださいといった場合には、違法性は阻却されるというわけなのではないでしょうか。それは、何法の何条に基づいてそのようになっているのでしょうか。その点についてお聞かせをいただきたい。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、この件につきましては許可を受けました北海道、それから厚岸警察署、さらに法律の解釈もございまして、町の顧問弁護士に確認をしたところでございます。その結果、判例につきましては一つの基準ではありますけれども、すべてにおいて適用されるわけではない。それから、発射地点の半径200メートル以内に人家が10軒以上あったとしても、その状況が判例と異なる場合が多いというふうに考えられるということで、一概に違反行為とは言えないという回答をいただいております。

それから、北海道と打ち合わせをいたしまして、この件について見解をいただいたところでありますけれども、北海道では判例におきまして、人家と田畑が混在する地域にあり、発射地点の半径200メートル以内において人家が約10軒以上ある場所とありますけれども、これについては基準の一つではあるけれども、すべてにおいて適用されるわけではない。発射地点の周囲半径200メートル以内に人家が10軒以上あったとしても、その状況が判例地と異なる場合が多いというふうに考えられるため、一概に違反とは言えないというふうに釧路市、北海道の見解が出てございます。

それから、厚岸警察署につきましては、厚岸の見解といたしましては、北海道から有害駆除の許可を受けているということ優先すると、半径の発射地点、周囲約半径200メートル以内に人家が10軒については、周囲の状況もあり、ケースバイケースだということで、安全に実施されているならこの地区は認められる地区だと思う。また、署としても地域のシカ被害は理解しているので、住民から要望があり安全であれば問題がないという解答をいただいております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 最後の警察の見解ですね、これはちょっと私は引っかけります。というのは、安全に行われている範囲において問題はないというふうに、安全に行われているならばというのが二つついていますね。一番問題になるのは、跳弾やそういうものがあって事故が起きたときなんですよ。何も起きないときに、ぱんと撃ったのがけしからんといって、町から依頼を受けて、しかも町民がこれだけシカの害に悩んでいる状態の中でこれ

を行ったものに、いきなりパトカーが飛んできて手錠をかけるなんてあり得ないと思います。それはそのとおりだと思う。ただ、問題は、跳弾やそういうことがあって事故が起きたときに、この話は果たして、だからいいよ、過失もなかったよっていうことになるかどうかなんです。警察の言い方は、安全に行われているならばと言っていますね。それから、支庁やそういうところの許可の出し方は、今回こことこことここと決めたその場所を言っていないでしょう。このエリアならばって言い方でしょう。そうじゃなかったですか。それとも、今回のこことこことこことっていう五つについて、ここならば絶対いいよってお墨つきを出していますか。それから、これだって、安全に行われていること、事故がないことを前提にしての話じゃないでしょうか。その点を心配しているんですよ。いかがでしょう。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 先ほどエリアのお話をしたところであります。エリアの選定に当たっては4点ほど申し上げまして、住民に不安を与えないような場所を選定、それから、学校近く、あるいはネイパル周辺を避ける、それから、山の斜面のあるところ、土地の所有者の承諾を得られるところ、この4点を申し上げましたが、実は舌足らずで、このほかに、このエリアの選定に当たっては跳ね返り、跳弾等も考慮した中でのエリアの選定というふうに私どもは理解をしています。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 しつこくて申しわけないんですけども、事が事だけに少しでも落ち度が無いようにしているから言っているんですよ。

奔渡5丁目 愛冠、 、 奔渡6丁目、7丁目、子野日公園付近というふうに配られた図面には、太線で四角だったり不定形な形の、ここの中で撃つんですって書いていますよね。これを道がここでやりなさいと言ったのですかということです。聞くところ、そうではなくて、湖南地区のある一定の範囲内の中のこういう条件に合うところならいいですよという概括的な道のほうはものではなかったのか。そして、その中から具体的にこことこことと決めるのは町ではないのか、そのように思うのですよ。その点いかがでしょう。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） このエリアの選定に当たっては、当然私どものほうと、それから前回実施した場所と照合をして、より効果的、あるいはそういった安全性を考慮しながら、次回のエリアの選定に生かしているというふうに打ち合わせを行っているところであります。

この位置図につきましても、もちろん北海道のほうにもこの図面を提出して安全に行うと、そういったことを打ち合わせをして、この図面の内容を説明をして承認をいただ

いているというふうに思っています。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 わかりました。

私は、ここで駆除をやってはならないという意味ではなくて、非常に期待されている事業ですから、万が一何かがあってはせっかくのことができなくなってしまいますから、ですから念には念を入れた検討をしてほしいということですから、その点はお間違いないように。その上で、やはりこれについて何かがあったときには、一義的に厚岸町が責任を持たなければならないものだということは、きちんと肝に銘じてほしいのです。道は報告を受けただけでしょう、そんなことは。これについて、道がここならいい、ここならだめだと、ここでやりなさいと言っているわけではないと思うのです。そういう権限はないはずで、道には。それで、この具体的な位置を決めて、具体的に猟友会に指示を出しているのは厚岸町なんですから、その点については、何かがあったときには、民事に関しても刑事に関しても厚岸町がきちんと責任を負うのだということをきちんと腹に据えるべきだと、そのように思います。

それからもう一つは、確かに銃による駆除は非常に派手です。けども、どの程度効果があるのかということについては、基礎調査をしていない以上、余り言えないですね。撃ったときにはシカは逃げますから、一義的にいなくなるかもしれないけれども、また戻ってくるというような話を町民の方たちも口にしています。問題は、そこにいるシカを全部殺してくれというふうに町民の方は言っているわけではなくて、被害がないように、今の状況でないようにしてもらえばいいわけです。そうすると、これ以外の方法もいろいろと研究・検討していかなければならないと、そのように思います。最も効果的な方法は何かということを考えていかなければならないと思うのです。その点について、最後にしますがどのようにお考えでしょうか。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

大変重要な課題についてのご質問を受けたわけでありまして、シカの被害についてはご承知のとおりでありまして、特に厚岸町における湖南地区における被害地の課題、いろいろこの議会においても論議があったわけでありまして。

その対応として、厚岸独自のお許しをいただいている駆除方法がなされているわけですが、それについてもやはり安全第一であります。安全の確保が大事なことであります。そういう面においては、ご指摘があったとおりでありますので、今後とも厚岸町猟友会ともどもこういう事故が起きないように、安全第一、安全確認をという中でいろいろと駆除の考え方に続いた駆除方法をしてまいりたいというふうに考えます。

また、実はこの3月の25日、これは駆除対策になりますが、北海道知事に対しまして、釧路支庁管内町村会並びに釧路支庁管内農業協同組合長会並びに漁業協同組合長会挙げて当釧路管内における駆除体制についての強化について、強く要請することにも相なっ

ております。すなわち、厚岸町のみならず、釧路管内においても大きな被害があるわけ  
でございます。農林漁業被害においても平成20年では約9億3,400万と、推定でありま  
すが、そういう実態にもあるわけでありますので、そういう面においては25日、強くさ  
らに室崎委員のご質問も参考になりました。この点も含めながら、強い要請をしてまい  
りたいと、かように考えております。

委員長（音喜多委員） この目で、ほかございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

2目林業振興費。

10番

谷口委員 林道の整備なんです、これを進めるに当たっての事業費の財源なんです、  
今年度この北片無去線整備事業を見ますと、これは全額道費というふうになっていま  
すよね。それから、前年度の片無去第2線開設事業に当たっては、道共済、一般財源とい  
うふうに財源がなっているんですけども、例えば町有林の中に林道を整備する場合の事  
業費っていうか、事業の内訳というのはどういうふうになってきて、道負担が決めら  
れていて、町負担が決められている。あるいは、道が全額持つというようなことになる  
のか。これは民有林も含めてそういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） この基幹産業道の関係でありますけれども、林業の林道の  
整備事業の中でも森林管理道だとかこういった基幹産業道、そして普通の林道、それぞ  
れそのメニューによって補助率、こういった基幹産業道の場合には北海道が全額持つ、  
そういう場合もございますし、それから森林管理道のように町が北海道の補助を受けな  
がら行く、そういったこともございまして、事業のメニューによって補助率も変わっ  
てくるということでありまして、ここの場合は全額北海道の負担という内容でござ  
います。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 時間を長々ととりたくないの、今回は無理としても次回の6月定例会か、  
これに関する補正があるときでよろしいので、林業の基幹だとかいろいろ今おっしゃ  
いましたけれども、その事業がどういう事業なのか、そしてその負担割合はどうなっ  
ているのか、一覧表にして資料として出していただきたいというふうをお願いしたいの  
ですが、お願いできるのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） 承知をいたしました。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。  
13番。

室崎委員 2目に水源涵養林取得事業というのがございますけれども、この内容についてお知らせいただきたい。それから、現在何ヘクタールほどになっているか、お願いいたします。

委員長（音喜多委員） 水道課長

水道課長（常谷課長） ご質問にお答えいたします。

まず、私からお答えいたしますのは、現在、主として水道の水源となっておりまして、ホマカイ川流域を中心に取得をいただいておりますことから、まずお答えいたしますが、涵養林の取得の目的につきましては、行政一般森林の持つ広域的機能のために取得しているものということでございまして、昭和56年度からこの事業を進められてございます。

21年度購入が終わりまして、291ヘクタールでございます。全体計画といたしましては1,043というふうに立ててございまして、21年度までですと28%程度の進捗ということになってございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それで、今年度、22年度の予算ですよね。22年度の予算がついていますよね。それで、どこをどのくらい買おうとしているのか。

委員長（音喜多委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） 21年度に取得いたしました片無去の988番、この近隣、隣接あるいは近傍地を、今どこを具体的にということはまだ地権者との交渉等もございまして、予定としてはそういう近接地から取得してまいりたいという予定でございまして。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 水源涵養林という名前が今出てくるのですが、一時は公益保全林という名前も出てきていたのです。今のお話を聞いていると、水源の涵養だけではなくて、いわゆる公益保全林としての行政全般的なものもあるというふうに分かるのですが、現在はこういう形での山林の取得というのは、全部水源涵養林ということで行っていくということなんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、水源涵養林につきましても、さらに大きくくくれば全部広域保全林ということでありまして、その中で今回、ホマカイ川の水源を守るために特化しているという形にしているのが水源管理というふうに考えてございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 簡単に聞きますが、それで現在は一般会計でずっと出しているんですが、ずっと昭和56年から一般会計で行っていましたでしょうか。年限なんかはもし今すぐわからなければ、どうだったろうかという程度の話で結構です。

委員長（音喜多委員） 水道課長。

水道課長（常谷課長） お答えいたします。56年、すなわちスタートから平成4年度まで水道事業で取得していた時期がございます。それ以降は、現在のような形でございます。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

3目造林事業費。

4目林業施設費。

5目特養林産振興費。

14番。

竹田委員 今、厚岸町でキノコをやっている方の全体の件数と、それから、そのうち上尾幌でやっている人たちと、上尾幌地区外でやっている人、それから組合に入っている人と入っていない人の割合、これは現在どうなっているでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今、何件かというご質問でございますけれども、今、全体では17軒、生産者として行っております。それから、上尾幌地区が14、町内にほかに点在しています太田南、門静、糸魚沢に3軒ございます。計17軒でございます。それから、組合に入っている、入っていないという区別ですけれども、組合は17軒のうち9名でござ



ざいます。入っていない方が8名、合計17名の方でございます。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 組合に入っている人と入っていない人がほぼ半分ずつぐらいというのは、この原因というのは何なんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 原因というご質問でございますけれども、私どもそこまではつかんでございません。申しわけありません。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 何でそういうことを聞くかということ、一つの同じ職業をやっている、キノコをやられている、生産されている方々が、半分が入っていて半分が入っていないということになると、団結力とかまとまり、例えば何かを要望するとかそういったものに関して、物すごい欠けるということが当然考えられると思うんです。組合に入っている人たちは、ある程度の間人関係もできていろいろな話もするのだろうけれども、入っていない人たちというのは、連絡方法というのはどういうふうにとっているのかといたら、本当にばらばらと言ってもいいくらいの件数関係ではないかなというふうに思うのですよ。

キノコの生産というのは、いろいろな方法があるからそれはいいと思うのです。ただ、これからのキノコのあり方というのですか、尾幌を含めた町全体の中で考えるとすれば、今現在、尾幌のキノコ専用につくった宿舎が、借家が今あいている状態だという中で、町としてはそこに居住してもらって、その借家に住んでもらって、そしてキノコの生産をやってもらうということが一番の希望だというふうに私は思っているのですけれども、その辺の見解はどういうふうに感じているのか。その辺はどうでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃったように、生産者としてのまとまり、団結力、当然私どももそのようにあるべきだと考えております。上尾幌地区での生産者のあり方、上尾幌地区が生産力、いわゆる町ということが上尾幌地区の地域づくりにもなるかと思っておりますので、そういった意味では組合内で団結力を強めて、全体的に上尾幌地区での生産力を高めるという方向で私どもも考えております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 まとまりがなく団結力がないというのは、組織力もなくなるということで認識しているということなのですね。生産力を増やすことが大事だというふうにとらえているのであれば、組合に入っている、入っていないにしても、そのことを把握しているのであれば、組合組織をきちっとしていくという努力っていうか、組合に入っていたけるような形をお願いするなり、そういう指導っていうんですか、そういうのは町としてどういうふうに今まで取り組んできたんですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） お答えいたします。

取り組みを今までどうしてきたかというご質問でございますけれども、私ども、どういった取り組みをして団結力を高めていくということでの取り組み方はしておりませんでした。ただ、今後、生産者組合の方々と、それから入っていない方々との連携、その辺につきまして、生産者の方々と組合の方々と相談していきたいと思っております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 町としての団結力を上げるという、生産力を上げるということが、そういう気持ちを持っているのであれば、今まで組合組織に任せておいてほうってきたというふうに言われても、それは仕方ないですね。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 申しわけありません。私の認識不足で、平成17年の2月に町長を初め生産者の方々とそういったことで協議させていただいたという経過、ちょっと私認識不足でした。そういうことを17年の2月にやっております。申しわけありません、私の認識不足で。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 その17年の2月に1回ばかりですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 1回ばかりかというご質問でございますけれども、17年秋にも再度やっております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 そうしたら、もうお昼なので、まだまだこの部分で聞きたいことがいっぱいあるんで、17年の2月のときと秋にやったときの協議した内容関係、どういうことを話して、どういうことを提案して、何をお願いしたのか、そして何をお願いされたのか、その辺を資料としていただきたい。

それからもう一つ、キノコ生産が始まってから、キノコ生産者に対して地域へ来町してもらって、事業を立ち上げませんか、やりませんかといった募集をしました。これは最初から募集をしたと思って聞いているのですけれども、そのときの募集の方法、内容、そしてそのときからずっと昨年度、平成21年度に行った募集の方法を、どういった内容で募集をかけてきたのか、その内容について書面でついでにお願いをしたい。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。

5目の特養林産振興費の中で、14番から資料請求がなされております。それに対する説明と答弁から始めます。

産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 大変お時間をいただいてありがとうございます。

今、竹田委員より要求のあった新規着業者の募集の経過を別紙で示させていただきました。それから、先ほど平成17年の2月、17年の秋ということで申し上げましたけれども、訂正が1点ございます。平成17年の2月2日に懇談会を行っております。さらには、平成18年の10月3日に懇談会を開催しております。先ほど、17年の秋と申しましたけれども、17年の秋ではなく18年の10月3日でございます。

その内容でございますけれども、平成17年の2月2日の内容ですけれども、町長に出席いただきまして、生産者に対する機能をさらに強化する対応として、1名の増員を図ってきています。さらなる連携強化を図りたいということで考えております。それから、センター運営の取り扱いに関する変更でございます。特別会計から一般会計になりましたという背景をご説明しております。

次に、センター運営の課題についてということで、施設及び内部設備の修繕更新等で改修が必要になるおそれがあるということで申しております。それから、生産者の季節の生産から通年生産に向けて検討を進めているという内容でございます。

次に、生産者の製造希望時期にこたえるように、菌床製造時期を調整していますということで申し上げます。

それから、今年初めてセンターでシイタケの発生収穫及び市場出荷試験に取り組みましたということで、生産期間中に生産者の方々にアドバイスや意見交換を受けましたと

いうことで説明を申し上げます。

それから、センターと生産組織との連携強化についてということで、菌床センターはこれまで道の林産試験場やセンター建設から協力関係を結んでいる森産業の協力をいただき、年一、二回程度研修会を開催していきますので、連携強化に向けた取り組みをどう進めていくということで図っております。

それから最後に、地域の持つ可能性と地域総合力の向上に向けて、まずは情報交換と課題や要望等を交換できる場の設置をしたいという意見内容でございました。生産者からは、今後とも交換会などを開いてほしいということで、研修会がここでは終了していません。

さらに、平成18年10月3日でございますけれども、生産者、それから町、この時点では担当課長以下所長が出席いたしまして、今後の菌床製造計画についてという説明をいたしました。意見交換としまして、センターと生産者との連携強化策として、定期的な情報交換の開催が必要であろうと。それから、技術指導體制の確立をしなければならない。菌床製造から販売、売り渡しまでの流れと対応をご説明いたしました。それから、新菌種、新しい菌種の栽培試験についてという情報提供を行っております。

生産者の方々からは、いろいろと意見をいただきまして、センターと生産者との連携強化策として定期的な情報交換をしてほしいという内容であります。それから、技術指導體制を確立してほしいということであります。それと、菌床製造から販売売り渡しまでの流れと対応の措置ということで、菌床売り渡しの際にピンホール等ができていものがあるので、そういう対応をしてもらいたいという意見がございました。以上の内容になっております。

それと、お配りしました資料のご説明でございますけれども、平成10年、一次募集としまして全国に呼びかけ、新規着業者を募集しております。そのときには、10戸内定しましたけれども、着業者は3戸のみでした。募集の方法は、リクルート発行の生活情報誌で記載のとおり募集をかけております。

それから、平成11年の二次募集ですけれども、内定していた人方が辞退しているために、6戸を補充するために再度募集をかけております。次年度以降につきましては、随時、協力をいただいている Mori 産業だとか地域の生産組合からの紹介がありまして、適宜着業をしているということであります。平成18年から現在までにつきましては、町のホームページに掲載しているという次第でございます。

さらに、先ほどの生産組合ということで説明させていただきましてけれども、この上尾幌キノコ生産協同組合につきましては、組合法人として登録されている団体ではないということをおし添えます。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 17年と18年に1回ずつやってきたということで、たくさんあったんですけども、ちょっと聞こえない部分があったんで全部控えることができなかったんですけども、ここで大事なことはセンターと生産者の情報交換、そういったことを設けてほしい

と、そういう意見があって、18年の10月3日にそれが行われて意見があった。それから21年までやれなかった大きな理由というのは何ですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 申しわけありません、ちょっと説明が不足していました。それ以降、19年、20年、21年と、19年には10月12日、20年には11月5日、21年には9月16日、そういうふうに行われていたけれども、森産業、それから生産者、それから菌床センターの職員、私どもも交えまして研修会ということで開催させていただいております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 全部で5回ですよ。1年に1回やっていたということですよ。この中で、組合に入っている人と入っていない人というのは、同様に同じ意見で聞いたと思うのですが、開催された協議会等みたいなところで、組合に入っている、入っていないという部分、組織化の部分というのは、意見というのは何もなかったのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 平成17年に町長が参加されたときに、町内組織の強化を図るべきということで、生産組織との連携強化について町長が申し述べております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 連携強化について、それはどんな内容をお話ししたんですか。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

生産者との懇談会の件ですが、実は地元産業として育成するという行政としての責任、さらにはまた菌床センターを設置している厚岸町としての生産者との関係等と、ざっくりばらんにお話ししようということで懇談会を開催いたしたところでありまして。もちろんこれは組合員であろうと、組合員外であろうと、生産者全体に集まっていた中の懇談会。特に菌床についての価格を上げようということもあったものですから、それに伴うご意見等も受けながら、今後の菌床センターはどうあるべきかという生産者側からの率直なご意見を承ったわけでありまして。

そういう中で、いろいろな意見がありましたが、しかしながら今お話させていただきますと、組合員であろうと、また外であろうと、キノコ生産者であることは事実でありますので、それぞれの生産者の生産向上を図るという気持ちを持っての懇談会であったとい

うことをご理解いただきたいと存じます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 資料をいただきました、平成10年から18年にホームページに載せたということで、このホームページにまず載せた理由というのは、大きな理由として何だったのでしょうか。当時18年にホームページに載せた理由。内容について、これから話をするという事は到底無理だと思うので、それはいいんですけども、ホームページを見たかったら見れという話ですよ、だれでも見れるわけですから。後で見させてもらいますけれども、このホームページに載せたときに、募集を当然かけた。そのホームページを見て、現実的に何件のアクセス数があったのか。それに対して希望者が出て、実際ホームページを見て、それから厚岸町にキノコの生産者として実際仕事に従事したとか、開設をしたとかという事例はまずあるのかないのか、その辺はどうですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ホームページを見て応募なりという実態があるかどうかというご質問でございますけれども、昨年8月5日にホームページを見たという岩手県の久慈市の方から電話をいただきまして、菌床センターがホームページに載っているけれども、経営するためにはどうしたらいいのだろうかというようなご相談を電話で承りまた経緯はございますけれども、実態上はその方に2度連絡をしたのですけれども、実際の着業には至りませんでした。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 そうしたら、ホームページに出して3年間でアクセス数は1件、問い合わせが1件ということですよ。産業の従事者、もしくは開設者というのはゼロということですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 私の記憶する近年のホームページでの問い合わせ、ホームページを見たということでの問い合わせは1件でございますけれども、その前に、日時、人数は確認できませんけれども、何件があったということは聞いております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 ホームページに載せたというのは、ただで載せられたわけでもないですよ。今この世の中のすべてが、ホームページに始まってホームページに終わっているような現代社会ですよ。大事なホームページに掲載しているのであれば、もっと課としてどれ

だけのアクセス数があって、どんな内容を聞かれているのか、ニーズとしてはどういうことを期待しているのか、資料等の開設をするときにネックになっているのは何なのかということ、せっかく問い合わせが来ているのだから、そういうことをマニュアル化して、何が不便さを感じてそれをやめたのか、そういうことを聞き入って、ちゃんとメモしてまとめておかなければいけないものだと思うんですよ。だって、一番先に聞いたときに、生産を増すこと、団結力を図ることって言ったじゃないですか。それに対して、ホームページにただ出ただけっていう形にしか見られないでしょう、それだったら。だから、そういう部分では、ホームページをもっと活用して、たくさん見てもらえるようなホームページをつくる、魅力のあるホームページをつくるというふうにしたほうがいいと思います。まずそこをどうですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 確かに委員おっしゃるとおり、そういう活用、それから分析、そういったアクセスがあったときにどういった内容かということも踏まえまして、やるべきことだと認識しております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 認識するっていうことではなくて、ホームページをきちっとした見やすいもの、それからアクセス数が多くなるものにつくり上げるという努力をしたほうがいいと思います。それに対してはどうですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 最近のことなんですけども、ホームページの内容は変わってございませんけど、釧路太田農協さんのホームページにも町のホームページにアクセスするように、リンクできるように2月にさせていただいて、少しでもホームページを見られる方の数を増やすということで、太田農協さんをお願いしてそういったことを心がけている最中でございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 18年からホームページをつくり変えていないということなのだから、それでアクセス数がないんだから、つくり上げてもっと見れるようにして、魅力のあるホームページをつくらないといけないと思うんですよ。何回も同じことを聞くんですけども、それはどうなんですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ホームページの内容の魅力のあるということでございまして、内容につきましては菌床センターの紹介だとか、こういった支援策がありいますよだとか、敷地が今1戸あいていますというような内容でございます。

私ども課として、最近では計画していることがありまして、これは教育委員会とも連携していく話なのですけれども、上尾幌の小中学校のグラウンドの跡地、それを何とか生産者の団地なりに計画できないかということで、教育委員会にご相談しております。それに係る水道の引き込みだとかも一応担当課にお願いしまして、水回りの経費だとか、それから北電に対しまして電気の供給が幾らでできるかということで、今、照会をかけている最中でございます。あくまでも生産者が来て応募できる、いわゆる生産する敷地が確保した見込みの起こる時点で、そういう広告媒体、いわゆるホームページも含めてリニューアルしたいという考えがございまして、今その途中経過でございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 ホームページを活用して、これからつくり上げていって、よりよいホームページをつくってほしいと思います。

今言われた学校のグラウンドの別な活用方法というのは、うわさで耳にしていました。地元の方からも、あそこの場所にそういうものをとという要望も聞いていました。それは今回別にまだ決定していない部分で、夢の話なので、それをどうのこうの聞いてもしようがないと思いますけれども、そういうのが実現できればなど。

生産者をたくさん増やせば飽和状態になって、売り先も崩壊してしまうような状態で、余りたくさんの生産者も、逆に増えても困るのだというお話も聞いております。それはそのとおりだと思います。ただ、今、現時点ではまだまだ足りないしということだと思っております。そこで、もう一つお願いなのですけれども、せっかくキノコを開設して入ってきました。ところが、何らかの理由でやめてしまった人たち、こういう人たちがなぜやめていったのかという詳しいデータというのは控えているのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今までに何件か着業していた方がおやめになったという事例がございまして、大きな要因としましては、病気になったとかそういったことでリタイアされた方もおります。それから、昨年度ですけれども、本州から来ていたのですけれども、その方は私とお話したのですけれども、感謝していました。上尾幌のキノコの生産を知って、キノコ生産者になれて感謝していますと。ただ、自分が本州の方なものですから、もう少しアクセスのいい千歳方面に敷地が見つかったので、そちらに行きますということで、その方はすごく厚岸町の上尾幌、菌床につきまして、自分の一生の仕事が見つかったと、厚岸のおかげで見つかったと、大変感謝されていきました。そういう事例もあります。

以上でございます。



委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 特に問題があったやめ方というのではなかったのですね、そうしたら。もう二度とこういう事態をつくっちゃいけないなというのはなかったんですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） さらに病気だとか、高齢者になられてリタイアされた方もいるというお話は伺っていますけれども、そういった、今、委員おっしゃられるようなことでは認識しておりません。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 今後のことなんですけれども、やめていった人の理由もきちっとまとめてほしいということと、キノコ生産者が入ってこれるように新規事業を開設できるような、そういった方法というのが取り出されて、これでやろうという大きな要因が何かか知らないけれども見つからないような気がするのですよね。これでやろうという気構えというのも何か見えないような気もするし、ずっと募集の方法というものもたったこれだけだったのかなというくらいのものでしかないような気もするのですよ。今後のやり方として、新規事業者が入ってこれるような施策をもう少し考えなければ、例えば、お金がかかるかもしれないけれども、ハウス等を無償で貸すとか、そういった事業展開もしていったほうがいいのか悪いのか、そういう部分も、入ったはいいけれども、結局建物もハウスの骨もそのまま残してやめていっている場合もありますよね。そういった部分を買って上げて、次の新規事業者に格安で貸すとかいった部分も今後必要ではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょう。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今後も、やめていった方の理由だとか、もしそういう事態が発生した場合にはきちんと受けとめまして、その辺の内容も確認しながら対応していきたいと思います。

それから、新規に開設できるような、新規が入ってこれそうな、いわゆる町側の姿勢っというのですか、それも含めまして、上尾幌の自治会とも一緒になりまして図っていきたいというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 やめていった方のハウス、残っているところとかありますよね。あの部分について、活用というのは何か考えていないのですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） あくまでも個人のものが残ってしまっていて、権利が、私どもが勝手にそのものを移動するだとか何かするということには、今、至っておりません。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 この間の話ではないけれども、個人のものをどうのこうのではないでしょう。そういうものがあるっていうことで、ただ見ているんじゃないで、それを活用する方法っていうのだから、人のものを勝手に使えなんてだれもそんなことを言っているわけじゃないですか。ついこの間もこの問題で議会でも話をしているわけだから、そういうことじゃなくて、その人に当たってみるとか、聞いてみるとか、そういうことをして活用したらどうかということですよ。そういうのがさらさらやる気がないっていうのか、ずっと放置しておくんだっていうのか、その辺はどうですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） そういった活用につきまして、調査させていただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。  
10番。

谷口委員 ここの最後のほうの原材料費、資材購入は99万2,000円の減、菌床製造材料購入は217万6,000円増えているのですけれども、この内容について説明してほしい。

それと、前から出ているんですけれども、今も議論になっていましたけれども、新たな着業者がそこで着業するには用地はあるんですか。新たにつくらなければならないんですか。とっちなんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 増えた理由は、当初予算にも計上しておりますけれども、菌床の製造が伸びておりますので、菌床売り上げとともに歳出のほうの菌床をつくるための資材もふえているということであります。

それから、用地の問題でございますけれども、先日も去年からある方のところを借りて菌床製造を始めた方がございます。その方が、今、一つ敷地があるということで、そのうちの半分を使って菌床を少し大きくしたいということで、2分の1敷地を使って始めるという報告を受けております。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 販売が伸びているということですよ。それは歳入のほうで見ているのでわかるのですが、資材購入が99万2,000円減っていますよね。菌床材料は増えていると、資材購入が99万2,000円減っているのですけれども、この伸びているのと減っている資材購入というのは何を購入しようとして減っているのかということなのですよ。

それから、用地については新規着業者が今現在、他の人のを使ってやっているということでわかったのですけれども、ただ、先ほどから議論にもなっているように、新規にさらにそこに入れていただくためには、現在では用地は足りないのですか、足りているのですか。さらに増やしていくということになると。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 申しわけありません。1点目の資材購入がなぜ減っているかということをございますけれども、資材はバイオハウスのビニールの張りかえ、去年は3棟分見て、バイオの棚だとか、それからバイオハウスの温風器のダクトだとか、いわゆるビニールで温風を部屋じゅうに回すためのダクトがあるのですけれども、そういったことで138万ほどを見ておりました。今年はそういうことが補充ができていますので、栽培用のハウスの外側にビニールを1棟分計上しております。それから、ハウスの保温シート、遮光ネット分で39万6,000円という内容で90万程度出ているということをございます。

用地の問題でありますけれども、今現在では先ほど言った2分の1の敷地はございます。ほかの敷地につきましては、3月まで契約となっているものがありまして、空き地としては当方では押さえておりません。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 今、盛んに募集をかけているという話ですよ、着業していただくために。そうすると、地域の人がシイタケ栽培を始める場合は何とかなるかもしれないけれども、新規でもし入ってくる場合には、その人にここでやってほしいという用地は今の段階では確保されていないということですか。それとも、どこか見込みがある用地があって募集をかけているということなんですか。どっちなんですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今、ホームページで募集をかけているのは、あくまでも1戸着業できますということで募集内容になっております。先ほどの上尾幌小中学校のグラウンドの跡地の問題ですけれども、それについて当課で検討いたしまして、あその敷地を利用できれば6戸分ぐらい用地ができるなということで、今その検討に入っております。ですから、何人か応募されても、今の段階では先ほど言った1戸の募集ということで、何戸かの募集の方につきましては対応できない状態であります。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 今、学校の敷地というお話でしたけれども、これは担当するところと、それからそちらと、あるいは地域の人との話し合いがきちとなされないことには利用計画というのはできないと思いますので、そういうことを考えると、やはりもう少し慎重に考えた上でそういう方針を出されるべきではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがなのでしょう。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 確かにご質問者おっしゃるとおりでございます。当課では、今、可能性として図っております。教育委員会を通じまして、防衛施設局のほうだとか、さらにはまた部内のお話でございます。本来的には上尾幌の自治会だとか、そういった方々とも跡地の利用のあり方について慎重に協議しなければならないということとは認識しております。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） なければ進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。

2番。

堀委員 水産業対策協議会についてお聞きします。

昨年、厚岸漁港のほうに静穏度ができまして、外来漁船の休憩岸壁としても整備が大分進んだのですけれども、水産業対策協議会で外来漁船の誘致活動などをされているということですが、その外来漁船の船員たちから常に要望として上がってくる浴場対策、入浴対策については、新年度の水産業対策協議会の外来漁船誘致の中でどのような対策をとるのかというものがあれば教えていただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 静穏度ができまして、若竹岸壁の休憩施設の要望の件でございますけれども、水産業対策協議会として、まだその内容について、今現在詰めておりません。

以上です。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 第5期の厚岸町総合計画、ここでは平成19年度に64.2億円のやつを、平成31年には88.5億円にまで伸ばすんだというような大目標を掲げて、それで今年度、新年度から走るのですけれども、やはりその目標に達するため、5年ごとには検証をするということですが、その目標に少しでも進もうとするのであれば、やはり外来漁船の乗組員の方々が要望している入浴に対して、何らかの具体的な方策というものを打ち出していかなければならないんじゃないのかなと。浴場として整備できればそれは一番いいのかもしれないのですけれども、それについては過去の議会とかでもなかなか難しいというような議論もあったんですけれども、ですから入浴対策、例えばバスを走らせて、どこかの町内の浴場なり、あとは少年自然の家の浴場を使わせてもらうなりとか、そういうような対策というのをこの総合計画を達成させるためには、既に総合計画が走るわけですから、やはりそのような対策というものは必要ではないのかなと思うのですけれども、必要じゃないというふうに考えているのかどうなのかということをもう一度答弁してもらいたいと思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 必要性をちゃんと考えているのかというご質問でございますけれども、私どもの課の内部で協議しております。外来船の休憩施設の要望等が以前からございまして、今、港町の市場の裏に休憩施設がございまして、その利用方法なり、それからサンマ船、それからイカ船がどういったことで利用されているかという実態も、漁組の市場とも協議させていただいております。

今、外来船の誘致対応としましては、今ある施設の平成5年に建設された休憩施設、実績的には1日外来船の方が20名ぐらい利用されている。それから、水産業対策協議会として外来漁船員の福利厚生に浴場利用助成を行っております。平成20年には198人が浴場利用券を使っております。平成21年には201人の延べ人数で使っております。

それから、外来船の漁船員との交流会の実施でございますけれども、町、それから組合、水産物買受人組合、トラック協会、冷凍協会、製網業界、金融協会と一体となりまして、昨年21年度につきましては初めて外来船の方を迎えまして交流会活動を行っております。

それから、市場、漁組さんの取り組み対応としましては、市場の食堂は朝5時から営業させていただいたり、朝、弁当を提供したり、市場の職員により、標茶、川湯の温泉に連れて行ったりと労をねぎらっているという実態がございまして、それらの取り組みに関しましては、私どもも感謝、敬服しております。外来船の誘致活動において、お歳暮の配付等も行い、外来船に対する誘致活動を行っております。

今、おっしゃられる若竹岸壁の休憩施設につきましては、漁組のほうともその対応につきまして、計画的にも町的にも休憩施設の必要性は当然考えておりますし、私ども担当課ではどういった施設、いつごろから休憩施設ができるのかと。今現在、港町の市場横に休憩施設がございまして、サンマ船の場合につきましては朝の午前7時前後に水揚げが終了して、おおむね市場の前につけていまして、市場前のシャワーとかを浴びて使えるという状況が確認されました。当然、静穏度ですから、しけだとかいろいろな状況

のときには若竹のほうに船が移動しますので、そういった時点では必要性は感じますけれども、その辺もう少し利用状況、それから管理の体制も含めまして検討させていただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 ですから、総合計画の目標値を達成するために、その根幹となるのはこの外来漁船の誘致、サンマなどの水揚げ額をいかに上げるかというのが、やはりしっかり対策を考えていってもらわなければ、総合計画自体が何だったんだという話になりますので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、港まつり協賛会に対しての記念事業の分のことでお聞きします。275万1,000円です。昨日の110周年記念事業費のほうでも議論が出たんですけども、パレードのほうに今年は子供方の参加もさせるということでしたけれども、まず、子供方というのが一体どの範囲なのかというもの。また、参集範囲、どの学校が入るのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

教委管理課長（須佐課長） ただいまお尋ねの港まつり協賛会の補助金の関係で、今年度、港まつりパレードに参加する児童生徒の関係であります。今考えているのは町内真龍小学校、中学校、厚岸小学校、中学校、その他の地域については地域のお祭りがありますので、それぞれの地域のお祭りに参加するということになりまして、厚岸町のやろうとしている港まつりについては、この4校、小学校五、六年生、中学校は1年から3年までという対象で考えております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 それは、何人になるのでしょうか。

教委管理課長（須佐課長） 児童生徒、教職員合わせまして450人ぐらいの規模になるというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 実際にこの450人、スタートがどちらになるのかというのは、それはパレードの協賛会のほうで決めるんだと思うのですけれども、どちらかにはバスの運送というものをしなければなりませんよね。となると、450人ですから10台分ぐらいのバスというのが新たに必要になるのかなとも思うのですけれども、例えばパレード、大体昨年はいくらやっていますけれども、たしか1時半ぐらいの出発だったと思うのですけれども、子供方をバス搬送するのが一体何時ぐらいになるのかというのを教えてもらいたい

と思います。

委員長（音喜多委員） 管理課長。

教委管理課長（須佐課長） まだ詳細な詰めを行っておりませんが、今、考えているところでございます。

我々が考えているのは、厚岸小学校、中学校の子供たちは福祉センターから消防まで、真龍小学校、真龍中学校は役場から駅前までというコースを考えて、それにあわせて送迎の体制もつくっていこうというふうに思っていますし、基本的には真龍小学校などは徒歩で役場まで来る等々の対応も図られると思います。

スクールバスの送迎時間との調整もありますので、その辺はこれから詳細な詰めをしていきたいというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 この補助金で半纏をつくると言っていたのですけれども、今聞いていると、そうすると真龍側のほうが数が多いから半々とは言いませんけれども、450枚をつくるというものではないと、その半分ぐらいをつくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今の協賛会の補助金の中では、450着分をつくるという予算内容になっております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 そうやって、子供は全線渡るわけではないですから、半分でいいっていう話になりますよね。450枚なぜかくほしなけばならないのかというものになると思うのですよ。それについてはお答えを願いたいと思います。

そうすると、先ほどの説明では、福祉センター側のほうからスタートするということですが、子供方、向こうの厚岸小学校、あと厚岸中学校の子供たちというのは、大体何時ぐらいに集合するよう形になって、そのときはそうすると、例えば食事関係、給食関係とかも確保されるのかどうなのかというものを教えていただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） 管理課長。

教委管理課長（須佐課長） 今現在考えているところでは、給食をとった後に半纏に着がえていただきまして、出発予定であります福祉センターのところまで集合するという対応を考えております。それで、消防署のところまで終わりますと、そこでバスに乗って学校まで帰るという対応を行おうというふうに考えているところでございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 学校のほうの対応は、また教育費のほうで聞かないとおかしくなると思うので、そちらのほうでまた聞きたいと思うのですけれども、はんでんのほうの枚数に無駄が生じないのかというものはどうなのでしょう。

委員長（音喜多委員） 教育長。

教育長（富澤教育長） 昨日でしたか、お答えしたとおり、今回の部分については学校でももちろん授業も行いますし、運動会等でも披露して親子でやるというふうなことも考えているわけですから、それは学校保管として用意して使ってもらって、それぞれが使うと。

あっち側で着たのを脱いでそのままこっち側にとというのは、時間的にも非常に厳しいものがあるだろうと思いますし、できれば定着させるためには学校保管ということで、半纏については用意していきたいというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 実際に子供方が参加するわけなんですけれども、今、教員も含めて、その半纏を着て踊りに参加すると。例えば、養護員とか養護関係、保健師さんなり看護師さんなりというものでは、今回こういうように子供方が参加することによっての増員というのは当然考えているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 具体的な対応は、今ここにはないのですけれども、そういったことを考慮していかなければならないというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

2目水産振興費。

9番。

菊池委員 水産振興で質問いたします。

カキ、アサリ、ホタテ等魚介類の成長阻害物質生物であるヒトデや三角ツブの駆除について伺います。



先日、私が求めた資料を作成していただきましてありがとうございます。この資料を参考にしながらお聞きいたしたいと思います。

まず、この年次計画、これは第一次実施計画、22年、24年度、第5期総合計画に登載されておりますところの5、環境と調和した水産業の推進でございますが、ヒトデや肉食性巻き貝の個体数の自然増で、厚岸湾や厚岸港における海の食宝、すなわちここでは食の宝として表現しますが、厚岸名産のカキやアサリ、ホタテなどがこれらの食宝の生育阻害生物によって被害が発生し、今後においても生産や増殖への取り組みに影響を与えそうな状況になっており、町としても実施計画に登載し、年次計画を立ててその対応に努力を傾けているのが現状であります。

厚岸町と厚岸漁組を初めとして、関係者のこの努力が功を奏して増殖や生産活動が順調に推移し、カキ、アサリ、ホタテなどの魚介類が回復をし、ああよかったという状態になれば、これすなわち成功となるわけであります。

そこで、ここに出されました表を見ながら質問をいたしますが、私は、まずヒトデが異常に増え、魚介類に被害があるとのことで、同僚議員とともに厚岸漁組へと足を運びました。時はさかのぼりますが、平成12年の6月19日でした。およそ10年前であります。組合側では参事さんと指導部長さんが対応していただき、この事業と効果について詳しくご説明をいただいたのであります。

まず一つは、事業の方法と効果状況、二つは、平成9年から平成11年までの捕獲方法と捕獲数量、数百トン、数十トン単位。それと、事業費の状況で、町と組合の負担割合、町が何%、組合が何%、三つは捕獲委託方法と課題事項、それに海の状況と事業計画を報告いただいたのであります。四つは、さて、私の調査はヒトデにおいて、平成9年から平成11年までの3年間の資料でありましたから、その後の12年度から21年度までの10年間で、三角ツブにおいては平成11年度から平成21年度までの7年間で資料提出を求めました。その資料が皆さんのお手元に配られております。

ヒトデにおいては、ホタテ貝の成長に影響し、三角ツブにおいてはカキ、アサリの成長に影響を及ぼしているわけであります。出されましたのは、この表から判断し、ヒトデのピークの年は平成11年度、三角ツブのピークは平成17年度というのがわかります。三角ツブは2001年、平成13年ころ食害が問題化しました。

さて問題は、このような経過から、一つはこれらの有害生物から魚介類を守るためのよりよい捕獲方法はどうか。ベターな方法はどうかであります。二つは、予算のあり方であります。つまり、この計画予算よりもっと上乘せして捕獲の増大を図ることができるのか。三つは、学術部門の先生方の総合判断を参考に町は進むのか、これら3点についてお答えをいただきたいと思います。

皆様もご承知のとおり、道新によれば、水産技術普及指導所の指導では、日常的駆除を続けながら増減やサイズ構成を監視し、それを踏まえて5月から7月の産卵期に一斉駆除をするというのが当面の対策であると話し、ドイツポツダム大学に修士課程のムラタアキテル氏は、オウウヨウガイ、オウウヨウラクの増加は生息に適した浅い砂地が広がっていることなどとの関連性が考えられると話しているという。これらの学術部門の諸先生方の総合判断を参考に進もうとしているのか、以上3点。一つに捕獲方法、二つに予算の持ち方、三つ目に学術先生らの総合判断を参考、これらについて町の考えをお

示しただきたくお願いいたします。

それと、この出していただきました資料でちょっと説明を加えますが、ヒトデの駆除実績は平成12年度から平成21年度までになっております。それで、駆除量が1,035トン、私たちが行ってきましたのはその前の9年度、10年度、11年度となっております。9年度が200トン、10年後が147トン、11年度が227トン捕獲しております。それから、9年度の町の補助が637万、漁協分が1,343万7,000円、それから10年度、町が664万1,000円、漁協が1,876万円、11年度は町が634万円、漁協が1,407万6,000円、平均2,000万事業です。ということで、事業費は合計1億7,873万9,000円費やしております。ということで、先ほどの3点についてお示ししたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 駆除のよりよい方法というご質問でございますけれども、方法は港内だとか湾内だとか場所によってそれぞれ適正な方法がございまして、それににつきまして研究しながら今やっているということでございます。

それから、予算を増やしてはどうかということですが、ヒトデに関しましては平成18年度まではこのデータにありますとおり駆除をしていました。全体に対する25%の補助でございます。この駆除量なのですけれども、減少傾向にあるということで、平成19年からは町の単独補助の中身ですけれども、駆除量ではございません、処分量の25%ということで町が補助をしております。

また、駆除の時期がございまして、漁業者の仕事の都合もありまして、単純に増やせるものではないということもあります。それから、駆除の時期でありますけれども、三角ツブだとか肉食性巻き貝の部分につきましては、5月から7月、産卵期が適切だという判断もいただいております。それから、学術的部分につきましては、今、釧路地区水産技術普及指導所の指導のもとに、漁組それから生産者とも研究対応をしております。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 捕獲については、港内、湾内の状態に応じてやるということですね。具体的な方法は言っていないでしたが、モップによる方法、潜水による方法、かごによる方法、八尺というふうに船で引っ張る方法、いろいろございます。私たちが組合まで行って、どの漁法がいいかということを確認してみたら、モップの場合は122トン900とれた、潜水の場合は31トン700、かごの場合は56トン600、八尺の場合は16トン200、11年度には合計227トン400とれています。実際に漁業者に聞いてみました。そうすると、モップが一番かかりやすいという感じです、ヒトデが。潜水にこしたことはないですけれども、やはりモップが一番やりやすいと。

それで、捕獲の委託方法については大型モップで、モップというのは、つまりダスキンの糸状になったやつ長さの大きいようなやつでやっている状態のことなんですけれども、1日当たり日当1万円、用船業が1万2,000円、時間から時間で。潜水が人が用船

を含んで8万円、かごは1日当たり4,000円、用船料が5,000円、そういうようなことで、ヒトデは無尽蔵にいるが、捕獲の継続により大型ヒトデが少なくなっているというようにございました。

町長の執行方針においては、漁業協同組合が事業主体で例年実施してきているヒトデ駆除事業や昆布漁場改良事業などの各種事業に対する町の支援も継続してまいりますとなっておりますが、先ほど私が聞いたことは、この予算のあり方なのですが、町が634万、漁協が1,400万、合計2,000万のスタートで始まっておりましてけれども、実際にホタテの漁業者が私のほうに言ってきましたけれども、今の状態でいくとはいかないんだわと、ということは、順調にやっではいるものの、ヒトデが多すぎてこの程度ではちょっと進まないというようなことも漏らしておりました。私の発言が、ホタテの資源調査をしているというのは、とんでもない量で発生しているから、今の状態ではちょっと間に合いっこないんだなというようなことで、この問題は駆除はしているというものの、ほんの一部をかじりついている程度のような状態にあるということで訴えていました。

それで、この表からもおわかりのとおり、今、累計でこの10年間で1,035トン、駆除量。先ほど言った、ここに載っていない分、11年度、10年度、9年度を合わせると1,609トン駆除しております。肉食性巻き貝においては3万5,443キログラム、35トンと400、肉食性巻き貝については年々減ってきているような感じもありますが、また21年度は増え始めてきています。21年は現在実施中ですが、ヒトデの駆除実績においては、平成11年が、僕らが調査した時点で227トンでしたから、それが一番ピークです。ところが、またそれに近づいてきています。21年175トン。これも実施中だと思います。そういうことで、自然が相手だから、無尽蔵にあることだから仕方がないといえばそれまでですが、どの程度の予算をかけたらいいかということでございますけれども、せっかくやっている駆除事業の効果が本当に出るには、絶対数はどのくらい必要なのか、どのくらいずつをとったらいいかということをよく漁業協同組合とも話し合っって進行していったほうがいいと思いますが、その取り組み方を。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまのご質問のヒトデが増えてきているのではないかとご指摘でございます。確かにヒトデは、このデータからわかるように、平成18年度まで減少傾向にありました。そういうことで、平成19年からは町の補助としましては、買い取り方式にすりかわっているということで、処分料について手当をしているという状況でございます。

ただ、今、ご質問者がおっしゃるように、ヒトデが18年度には減少しているけれども、また増えてきているという現場でのお声もあります。このデータは駆除数、生息数はわからないのでありますけれども、町もその減少状態によって買い取り方式に切りかえて、その事業規模に合わせて町の補助の内容も変更してきております。ただ、今、ご質問者おっしゃったような現場での状況が、平成21年にそういった現状があるということは私も聞いております。これに伴うことに関しまして、今後においてさらに漁協と協議を進めながら、ヒトデの駆除等には対応していきたいなというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 一応、ヒトデは無尽蔵にいるけれども、捕獲の継続により大型ヒトデは少なくなってきたということは漁師さんが言っていました。ところが、最近またどんどん増えてきている傾向があるということでございます。

海の現況では、生態系の変化が見受けられる。例えば、稚魚を食べるウニの増加、底魚のカレイやカジカの減少でヒトデの増加、三角ツブ、灯台ツブ、エゾチジミボラ、チシマタマガイ、これらの増大でカキやアサリが食べられていると。このため、カキのつるしの移動が始まっているときに、去年から騒がれていると。班では、この三角ツブをキログラム何百円かで買い取って、捕獲法は手取りでやっているのがあると。組合のほうでも、漁業者みずからがつくり育てる、管理する資源管理型機能を再認識して、強固な体制確立と沿岸資源の外敵であるヒトデ駆除については広域的な範囲で実施できるよう、近隣の漁業協同組合とも協議しながら行政の諸制度を活動し、資源管理の促進に努めたいと言っていますが、ヒトデ駆除事業について、町のほうでもこの厳しい状況の中で大変な状態でございますが、町長の町政執行方針の中にもこの状態には必ず駆除事業を実施しなければならないということで、活力と魅力あるまちづくりの一環として水産業について述べております。町長の意向も示していただきたいと思っております。

それから、実施計画の件と予算の説明を町単独補助申請額と書いていますし、この辺の町単、漁協単独買い取り及び環境・生態系保全活動支援事業申請額確保、これについてちょっと説明してください。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

前段の問題について、後段については担当から答弁をさせますが、やはり漁業の振興、厚岸の水産業、基幹産業でございます。そのためには、企業生産基幹の整備は重要な課題でもございます。沿岸の資源増大、また漁場の管理対策。そのために、今るる予算計上をいたしておりますが、町といたしましても漁業協同組合と連携をしながら漁業生産の基盤整備を進めてまいりたい、そして漁業の振興を図ってまいりたい、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまご質問ありました申請額、それぞれ括弧書きで書いていますけれども、まだ全体的に事業が完了していませんで、あくまでも当初の事業費の申請額ということで、この内訳には書かせていただいたという内容でございます。

以上でございます。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 この実施計画の27ページに、環境生態系保全活動支援事業、これの肉食性巻き貝の駆除一式、その上に昆布漁場の岩礁清掃、岩盤清掃一式9,650万と書いていますが、この割合は昆布漁場の関係で金額が載っているのですけれども、どういうふうに判断したらいいのですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今年度の事業費の区分で言いますと、昆布漁場改良事業、217ページにございますけれども、646万という記載をしております。これは、事業費が3,800万円、昆布漁場改良事業で町の単独補助ですけれども、17%以内の補助をするということで646万になっております。残りの1,210万でございますけれども、それは環境生態系の保全活動支援事業ということで1,210万円。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 それはそれでわかりました。

あと最後に、ホタテ班、アサリ班、カキアサリ班、ツブ班、交代制で有償駆除しておりますが、これらの先ほど話した組合との話し合いのときには、これがそれぞれの班の代表とともに慎重に進めていただきたいと、このように思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 各班とも慎重に事を進めていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

3目漁港管理費。

2番。

堀委員 町長が町政執行方針の中で、平成24年度から始まる次期の漁港整備計画ということで、床潭漁港について触れられているのですけれども、新たに要望されている外防波堤の設置について登載されるよう北海道に要請をしまいいりますということなんですけれども、まず、現在どのような形の中で、どこまで進んでいるのかということをお聞きしたいのですけれども。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 主要懸案要望といたしまして、道、国に対して要望をしている最中でございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 その状況として、北海道、国というのは、平成24年度からの次期の漁港整備計画の中で載せるよと、そういうような確認というか、そういうものはとれているんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） まだそこまでには至ってございません。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 そうすると、地域からこういうふうに要望されていても、もしかしたらその事業として盛り込むことができないというようなことも起こり得ると。当然、24年度から始まって、仮に幸いに載ったにしても、調査設計から何からと入れれば25年や26年の事業実施になって、完了はまだその先になるのかなという感じになると思うのですよね。それは全然、雲をつかむような話でしかないのかなというふうに思うのですよね。

歳入のほうで触れさせてもらいましたけれども、社会資本整備の総合交付金ですか、そういうように地元負担金が充当率ゼロになるくらいのそういう交付金が、大変いいような交付金があるみたいなのですけれども、そういうような交付金なりを使って、町が単独でこのような外防波堤の整備というものを、次期の漁港整備計画を待たずにやるというような考え方はないのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） ただいまご質問者が申しあげましたように、第1種床潭漁港の要望でございますけれども、地元からも要望がございまして、平成24年から始まる予定とされている3次漁港漁場整備長期計画の中で現在整備を進めるということで、釧路支庁、土木現業所等に要望をしております。

今、委員おっしゃいました社会資本整備総合交付金の活用はできないかというご質問と理解しますけれども、これにつきましては、国土交通省が所管する港湾の整備について、従来の個別補助金が原則廃止されたために、それにかわる利用度の高い総合交付金の整備ということで、あくあまでもこれは港湾整備ということになっています。第1種床潭漁港は漁港整備でございますので、この国土交通省が所管する港湾の整備の社会整備総合交付金事業での対応は今できないということでございます。

委員おっしゃるとおり、こういった国の補助金制度だとか、いろいろな交付金制度に変わってきたということでご提言いただいていますけれども、厚岸の床潭漁港対策や厚岸漁港の整備につきましては、今、国の補助金、先ほど言いました第3次漁港漁場整備長期計画水産基盤整備事業ということで要望しておりますけれども、農山漁村地域整備交付金というものが新しく平成22年度から予算においても創設されるということで、今の情報では交付金事業としてそちらのほうの農山漁村地域整備交付金のほうでとってかわってそういう事業展開がなされるのではないかという情報でございます。ですから、その詳細はまだ決まっておりませんが、当町として押さえている状況ではそういった交付金事業での整備になるかという判断でございます。

委員長（音喜多委員） 4番。

高橋委員 委託料の関係でお尋ねをします。湖南地区の漁港施設の清掃委託料、あるいはまた草刈り清掃委託料、船舶給水施設の管理委託料、これらについて、特にこの清掃関係については年にどのくらいの頻度でやっているのか、お尋ねをしたいと思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 湾月の漁港便所、若竹漁港便所、床潭漁港便所、それぞれありますけれども、原則としまして1週間に1回の清掃を委託しております。

委員長（音喜多委員） 4番。

高橋委員 1週間に1回ぐらいやっているのですか。1週間に1回ぐらいやっているというような答弁なんだけれども、私はたまたま行くんだけれど、毎朝ほとんど雨の降らない限りは、若竹岸壁から湾月町をずっと自転車で歩くのですけれども、非常に岸壁が汚れている。あるいは、船舶の給水施設を見ても、余りきれいではないなと、こんな畑地の中で給水してこれでいいのかな、管理する状況が悪いのではないかなというような余計な心配をしているんだけれども、せっかくこれだけ委託料を払って管理をしてもらっているんだから、管理の方法、これを監督しているのは町なんでしょう。町はどのような形で監督しているのですか。ご答弁をいただきたいと思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 先ほど申しました月2回という言葉は訂正させていただきます。草刈りにつきましては、年2回でございます。大変申しわけありません。草刈りにつきましては年2回、トイレの清掃は週に1回という内容です。訂正いたします。

委員長（音喜多委員） 4番。

高橋委員 余りいい加減に言ってもらっても困るのだわ。ということは、私も毎日見ているわけだから、管理者がそういういい加減なことを言ってもらっても、本当に質問のしようがなくなってしまう。やはり漁港を使う方々の身になって、しっかりと管理をしてもらう。さらには、これはお願いになるのですけれども、なぜこんなことを言うかという、非常に最近厚岸の漁港は観光漁港化されまして、一般の釣り客がかなり多いわけです。それで、非常に物を捨てるというか、無断で置いていくというか、そういったケースが目につく行為が、私どもが見ている前でも袋に入れたものをそっと置いていく。持ってきたのだから持って返ればいいようなものだけでも、どうもその行為が非常に何かしらちょっと腑に落ちない。できれば、ぶつかれば痛いぐらいの看板でも書いておけばいいなと思っているんですけれども、この辺の指導というか、取り締まりというか、これからやる考えはあるかないか、お尋ねをしたいと思います。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 先ほど私の答弁の中で、聞き間違いでお答えを間違いましたと申しわけありませんでした。それから、ごみの管理ですけれども、日誌だとかによって確認しております。それから、釣り客だとかのごみの問題につきましても、看板は今設置してあるのですけれども、状況は壊れている状況でございます、これは早急に対応させていただきたいと思っております。

委員長（音喜多委員） 4番。

高橋委員 今、課長から答弁があつてように、できればしっかりと管理をして、来る方々の目につくように、しっかりとした看板を設置をしてもらいたい。それから、話が戻るようですけれども、やはり清掃に関してはできるだけ、予算だってそんなに安くない、結構計上していますよね。総体的に管理委託料は100万余りのっていますから、もう少し身のある清掃をしてもらうように努力をしてもらいたいことをお願いして質問を終わります。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。  
10番。

谷口委員 ここでお伺いしますけど、今年度の施政方針にも触れられておりますけれども、真龍地区の護岸の改修というか、これを道が23年度着工に向けて今年度実施設定をするというふうに書かれておりますけれども、これについては地域でも説明会等が行われておりました。私は残念ながら参加できなかったのですけれども、今回のこの事業なのですが、聞くところによると今ある護岸より何メートルか前に出したものになっていくということなんですけど、この護岸整備は今問題になっている防潮だとか津波だとか、そういうものには対応するものになっていくのでしょうか。



委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今おっしゃられます厚岸漁港海岸の耐震対策緊急事業ということでございまして、これにつきましては昨年の12月2日に産業建設常任委員会にも説明させていただきました。それと、昨年の12月8日には、真栄集会所におきまして、住民の方々に事業の内容を説明させていただきました。

あくまでもこれは昭和37年から42年に整備されている、形態が劣化など老朽化が進んでいるということで、耐震性能を満たしていないということから、地震発生だとかのときに防護機能低下が起こる。それによって、浸水被害から人命や資産の防護を図るために護岸の耐震対策を行うという事業でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 今の説明では、耐震性が満たされていないので、そのための対応をする事業なのだというふうに聞こえたんですけれども、私がお伺いしたいのは、せっかくつくるんですから、それが壊れないというのはもちろん大事ですけど、例えば高波だとか津波だとか、そういうことから地域の人を守っていただけるような施設になるのかどうかということをお伺いしているのです。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 現在考えられている基本的な内容でございますけれども、まだ詳細設計だとかには進んでおりません。あくまでも今考えられている事業の内容は、津波に関して浸水被害から守るという目的の護岸ですけれども、それが10メートルだとか6メートルだとかの津波を抑えるということではなくて、今の防護施設が地震が起きた場合に崩れてしまうのではないだろうかという、耐震性能が損なわれていますので、そういった意味で耐震性のある漁港の整備ということで、海岸の整備ということで改築するという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、今聞いても大した変わらないなというふうに聞いているのですけれども、要するに耐震性だけはしっかりすると、地震が来ようが津波が来ようが倒れないものにはなりますよと。ですけれども、その性能はどういうふうにあるかということとはわかりませんということですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今の基本的な考え方で、まだ詳細的な設計には至っていませんけれども、今の堤体の高さよりは50センチ程度は高くするという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 それ以上の回答がないのかどうなのかわかりませんが、私がお伺いしたいのは、要するに50センチ高くして、地震が来ても倒れないというか、耐震性はしっかりするよということで、例えば一般的に2メートルの津波が来てもまだ大丈夫、3メートルの波だったら超えちゃいますよとか、そういうこともせっかくこの事業をやるわけですから、ある程度押さえていただきたいなというふうに思うのですよ。きっと莫大な金になるのではないのかなと、工事費になっていくのではないのかなと。そういうときに、それが倒れないだけが目玉ではちょっと困るなというふうに私は思うんですけれども。

それと、もう一つは、この事業は結果的に海のほうに何メートルか出しますよね。そうすると、これは漁業等には影響がないのか、漁業者の理解は得られた上でこの事業に着手しようとしているのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 漁業者の理解は得られているのかという、まずそのほうからご説明いたします。

昨年11月30日には、漁業協同組合におきまして漁業者の皆様にも説明をし、理解を得ております。それから、先ほどの防波堤の高さの問題ですけれども、沖にも消波ブロックもありますし、それから、土現からは津波の想定何メートルということは、まだ説明は受けていませんけれども、地域の民家が張りついています、あそこには。役場の横側から石倉さんのあたりまで民家がずっと張りついていますので、5メートルに対応する、10メートルに対応するということになると、民家の窓が全部接近していますので、そういう影響、日が入らない、採光ができないという状況もありますので、今のところはその程度ということ考えているという内容でございます。

委員長（音喜多委員） 副町長。

副町長（大沼副町長） 私のほうから補足をさせていただきますが、この海岸保全事業は、津波を想定して保全をするという考え方ではございません。通常の波浪等を計算して、それに耐え得る護岸等を整備するというのが目的であって、津波を想定して真龍海岸の岸壁を整備するというものではございません。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 海岸保全の事業ですから、浸食だとかそういうものを食いとめる、あるいは高潮のときの一定の防潮堤的な役割を果たせば、その役割は果たせるのかなというふうに思いますけれども、やはり今いろいろな台風が来ますから、そのときにどういう台風

が来るのかというのもありますけど、津波だとかそういうものもある程度それに対応していただけるような施設になって、住民の安全も一緒に守ることができるような施設にしてほしいというのが地域の住民の願いではないのかなというふうに私は思うんですよ。

それで、今、説明を受けましたけれども、この事業は今後何年で進められていく事業なのでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今の予定でございますと、22年度から測量調査設計を行いまして、5年間、26年度までに9億円の総事業費でということで、北海道からはそういった内容を受けております。

委員長（音喜多委員） 5番。

中川委員 この委託料でお聞きしたいんですけども、あそこの第2埠頭の根っこのほうにあずまやがありますよね。トイレが。2月ごろでしたか、改築というかやってみましたけれども、もう完成したと思うんですけど、あそこは冬期間はシャッターを下げておられますよね。あれを使用するのは4月からでしたっけ。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 4月からでございます。

委員長（音喜多委員） 5番。

中川委員 これ、困ったことで、うちの近所というか、ここばかりではないんですけども、所管するいろいろな町の施設の鍵っ子いるんです。わかりますよね。そうすると、漁師が朝早いもんですから、ポリであそこに水をちょうだいするんです。一つや二つではないんだそうですよ。それで、漁師は朝早いですし、あそこで斜路でカキをやっているんです。だから皆さん目につくんですけども、軽四トラックでポリを積んできて、シャッターがあいていれば水をちょうだいしていくらしいんです、お金を払わないで。だから、それを1回申し上げに来たんですけど、その確認はとれないと、そしてその管理は会社に委託しているんです。それで、そういう報告を聞いていないと、こう言うんですけども、だから、管理委託しているからというわけではないですけども、漁場の皆さんも確認しているんですよ。それで、困ったものだねと言いながら私に報告してくれますので、これらを十分照会して、かぎをあけられていつでも使用するときには、十分ひとつ注意するようにされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そういうことでございます。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今、委員ご指摘の若竹のトイレですけれども、管理は委託してございません。掃除を民間の会社に委託しております。管理は町が管理していません。掃除を委託しております。

委員長（音喜多委員） 5番。

中川委員 そうすると、私、前に聞いたときに管理もと思ったんですけれども、清掃だけであればなおさら、管理を町が直接やっているわけですから、ひとつ十分、私は確認していませんよ。ですけれども、あの辺で朝早くからカキをむいたりする組合員が私に言ってくれますから、ですからそれは間違いないんだそうですから、十分ひとつ注意をされてほしいなと思いますので、ひとつよろしくどうぞ。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 十分注意してまいりたいと思います。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

5目養殖事業費。

6目水産施設費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

13番。

室崎委員 相変わらず悪徳商法というのはいろいろ出ているようでございまして、それに対する被害がいろいろと報道もされております。

厚岸町では、近年で結構ですが、悪徳商法と言われるいろいろなものがありますけれども、それによる被害といいますか、そういう状況はどうなっていますでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

ご案内のように、厚岸町におきましては、現在、消費者生活の相談の関係でございますけれども、厚岸町が窓口で対応するほかに、専門的な部分という部分につきましては釧路市のほうに事務委託をいたしまして、釧路市の消費相談窓口センターのほうで受付をしているという形になってございまして、直接釧路市のセンターのほうに行く、あるいは厚岸町の窓口としてあっせんといいたしめようか、その連携の中で市のほうに対応を

していただくという形がございますけれども、現在、釧路市のセンターのほうに行かれている苦情相談、20年度においては全部で苦情相談が16、それから、そのほかの問い合わせ要望という形で2件、合計で18件でございます。

ごめんなさい、今言った数字が21年度の1月末までの数字でございます。その関係でございます、一方、厚岸町での窓口対応というのは4件ございました。そのうち、相談の内容でございますけれども、これにつきましては問い合わせという件数で3件、それから苦情処理の形で1件ということでございます。中身的にはどういうのが多いのかということなのですが、最近ではいわゆる裁判ざたといいたいまいしょうか、そういうものをねらった確認通知書というようなはがき、これが毎年のように数件、こういうものが来たという情報が寄せられております。いわゆる詐欺に当たるというふうに思っていますけれども、支払いが滞っている、払わなければ裁判所に訴えられるのですぐ連絡をくださいということでございまして、その連絡をすることによって、個人情報の流出というのが逆に心配されるという内容のものでございます。

そのほか、今年の部分でいきますと、訪問販売で浄水機の訪問販売があって、これはクーリングオフをしたいというようなことの問い合わせ。結果的には、クーリングオフの期間が既に過ぎていたのですけれども、これは釧路のセンターのほうですけれども、会社のほうとの折衝によって、クーリングオフが成立したというような状況がございますけれども、そういった内容のもの。

それから、やはり高齢者の方が訪問販売で毛布等を買ってしまって、どうしたらいいだろうかというような問い合わせ、これも釧路市のほうに寄せられておりますけれども、これについてはクーリングオフの制度だった。そういったようなことをいろいろ情報の提供もしておりますけれども、結果的にご購入求めになったご本人が品物を気に入って、それをどうしても使用するというような状況でございますけれども、そういった家族間でのやり取りの中での相談、こういったようなものもございます。典型的には大体そういうような内容のものが主でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 わかりました。それぞれの対応については、やはり何カ月にも1遍かは、こういうものが来たときにはこういうふうに対処すればいいですよというようなものは、常時その情報を流していかなければならないと思いますよね。どうしても自分がその目に遭わないと、なかなか現実感がないものですから。それともう一つは、自分だけはそのようなものには引っかからないとみんな思っていますから、私自身もそう思っていますけれども、それが一番危ないのだそうです。それでお願いしたい。

それからもう一つ、これは別累計として考えたほうがいいのではないかと思うのですが、先ほどホームページのお話も出ていたのですけれども、インターネットを利用する方が非常に多いです。これは百鬼夜行の世界でございまして、もちろんまともなところもたくさんあるのですけれども、とんでもないお化けがうようよしていると。それで、フィッシングとかいろいろな言葉があるそうですが、実に頭のいい人がねらってくるというようなものが片一方にはあります。それから、また片一方には、使ってもいないも

のを、あなたこういうのを使ったでしょうとって請求するようなのが一番極端な場合らしいですが、いろいろあるようです。

こういう方面の被害というのは、大人子供を問わないのですよね。むしろ、我々ぐらいの年齢から上は、やりたくても余りインターネットをいじれないものですから、むしろかからないのかなという気もするのですが、そういうような部分での問い合わせ等については余りありませんか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答えを申し上げます。

先ほどの事例の中に申し上げますけれども、釧路市のほうに問い合わせた事例の中には、やはり数件、このインターネットに係る相談、地元にはいないのですが、地方に出ているお子様がそういう部分で、いわゆる後から膨大な請求が来た。これは、コンピュータだけに限らず、現在では携帯電話などを使った、いわゆるワンクリックによって請求行為が発生する、こういったような事例が報告されてきてございます。私どもの町内でも、そういう相談ケースが起きてございます。

私もインターネット等をしますけれども、結構そういう、いわゆる気をつけましょうというメールといいましょうか、そういう方面からのメールもかなりたくさん入ってきているのですけれども、それでもこういう被害が多いというようなことでございまして、私どもこういう相談を受けたときにはすぐ連絡するというのではなく、無視しなさいというようなことで、一旦プライバシーの情報を与えますと、その後が非常に後を引きずるといえるケースが多いものですから、そういう場合には、請求を受けたときには慌てず、逆に無視をするというようなお答えをして対応しておりますけれども、この辺の対応というのが非常に大事なのかなというふうに思っております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 お聞きしたところ、そんなに深刻な話が今出てこなかったのも、その点ではほっとしております。

もう一つお聞きしますが、高利な金融、これで多重債務者などというような立場に陥って、自殺ないし自殺的事故を招くというような話も聞いておりますし、これは厚岸町でも過去においては全くなかったとは言えないらしい。警察は、厚岸町と浜中町全管轄の中で何件かしか言いませんから、その何件が厚岸町だったかどうかはわからないのですけれども、何年か前にお聞きしたときには、どうもそうらしいというようなものも数件、1年間で数件かどうかはわかりませんがあったようです。

これに関しては、とにかく私のところに、この番号に連絡しなさいと。そうすると、今、家庭裁判所のほうでは、こういうような窓口をつくってあって、そこで今後の救済の道を考えましょうと。少なくとも、この世から旅立つような必要はありませんよというようなことを教えてあげましょうというようなものを厚岸町でつくっているはずなのです。そういうことも、本当に命にかかわるような問題ですから、こういうものもあり

ますよということが案外町民の方に知られていない。このあたりについては、どうでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

いわゆる被害に遭った方が、その被害を逆に苦にされてといいましょうか、そういう部分での不幸な事故にまでつながっている例という部分につきましては、あるということも私も認識してございます。それが厚岸町で発生したかどうかというのは、ちょっと私もそこまでは認識してございませんけれども、ただ、こういう多重債務なり、あるいは振り込め詐欺、こういったような部分での被害に遭った部分を、それを悲観してというようなことは十分に考えられるのかなというふうに思っております。

実は、さきに私どもも厚生文教常任委員会の中でもって、そういうようなお話等々も承りまして、いわゆるメンタル的なケアという部分についてどうあるべきなのかなというようなことで、あちこちの方面に問い合わせしてみました。警察、それから消費者センター、それから道の機関、福祉関係というようなことでもって問い合わせしてみたのですが、基本的な考え方として、やはり相談に来たときに、まず入り口段階できちとした相談に乗ってあげることが一番大事なのかなというふうに思っておりますし、そこから共通して出てきたのが、対応の中で余りおかしなことを考えるのではないというような、そこまで持っていくというのでしょうか、そういう問い合わせというのが対応の部分では難しいというようなことでございますけれども、とにかく真剣になって相談に乗って解決策を見出してやるということが、まず第一歩で大事なことだというふうに私も認識してございますし、逆にそういうようなやり取りの中で、相当時間しているなというような部分については、その辺の聞き取り方が非常に難しいわけですが、そういったような部分については、例えば厚岸町のほうであれば福祉なり保健介護のほうとご相談をしながらその対応を図っていきたい。いわゆる被害防止情報連絡会議というような、このメンバーの部分を活用しながら対応してまいりたいなと、このように考えてございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 この次に聞こうと思っていた話を先取りしたご答弁で、私の聞いたほうのは飛び越えたお話のように思いましたので。

要するに、今の話は、いわゆる詐欺まがい商法に乗ってしまったと。自分はしっかりして、そんなものにはまず大丈夫だと思っていたのが、見事にだまされてしまったということによるショックによって、いろいろ精神的に大変な状況に落ち込んだ人をどうサポートするかという話でしたね。それでは、福祉だとか保健介護ときちんと連携がとれてやっていますよという話なのですね。それでわかりました。

私が聞いたのは、その前に、多重債務者のような形になってしまって、いわゆる借金で首が回らなくなっているような状態の中で、生きていく力をなくするというような事

例が出てくる。それに対しては、家庭裁判所の中に、もう既にそれに特化した調停があって、そして、そこで身の立つような形で返済を行っている計画を立てたり、あるいは、業者のほうの請求にゆえなしとするものについてはカットしたりというようなことについて、裁判所というところで相談に乗るといようなことまで行われている。そういうことが、そういうたこつぼのようなところに落ち込んでしまった人にはわからない。それで、そういうことについては、私のところに電話をくれれば幾らでもお教えして、そして道をつけてあげますよと。いわゆる、この窓口に行きなさいという情報を提供しますという役をやる方が、厚岸町ではこしらえてあったはずなのです。それが、余り町民の中にはどうも周知されていないような気がしたので、現在はどうなっていますかということをお聞きしたのですが、課長さんもその先のお話をなさってしまったのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

町のほうの部分につきましては、私どものほうの商工観光課にあります商工雇用推進係のほうにおきまして、こういった消費関係についての総体的な窓口という形の中で上げてございます。そういった形の中では、私どもそういう部分を受けました部分につきましては、そのものによっていろいろなところをご紹介申し上げます。やはり、一つのベースになるのは釧路の消費者センターになるわけでございますけれども、それ以外には、ものによってはその情報提供をするという形は、私どものほうで一元化してやっていきたいというふうにしております。

なお、それぞれの所管する厚岸町全体の中におきましても、そういうような問題等があった場合については、逆に私どものほうを通じていくというような形がベストであろうというようなことで、実は私どものほうでも課長会議等にあったときには、こういったような悪徳商法とかこういう商業法にまたがるような部分についての情報を、共通した認識として持っていたらこうというような取り組み等を行ってきたところでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 かつて何年か前の消費者協会の全道の機関紙に、厚岸町の取り組みが一面のトップを飾りました。それは、この消費者保護に関連する部局、これは役場部内だけではなくて、商工会だとか社協だとか各金融機関だとかを含めて、連絡協議会というのかな、それをつくって、いわばネットワークをつくってこのような被害に遭わないようにするための対策をつくっていきましようというものを立ち上げたのです。これは、私は当たり前だと思うのだけれども、全道でもどうも厚岸が初めてだったらしいのです。行政というのが、いかに横の連絡をとらないかということの詐称だと言われるかもしれませんが、とにかく厚岸町はそういう先進的な取り組みをしているわけですが、これは現在どのような形で動いているのでしょうか。



委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この消費者被害防止情報連絡会議でございますけれども、これは16年の年に設置がされてございます。その後、定期的な会議ということを行ってきていたのですが、まことに申しわけなく思っておりますが、ここ2年ほど会議そのものの開催はされてございません。

それで、一応ここで作られておりました趣旨に従いまして、例えば悪徳関係、消費者に関する情報、緊急を要する情報だとか、それから高齢者に対する厚岸町に今入りそうだというような情報、こういったものを防災無線等で流す一方、特に高齢者等が被害に遭いそうだというような情報が流れてきたものについては、こういった被害防止情報連絡会議の中に入ってあります対応する事業所に、ファクス等によりまして情報を都度流してきているという取り扱いをしてきているものでございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 消費者被害防止連絡協議会というのは、現在は空文化して紙の上だけのものになっているけれども、実質的には、そこに入っているメンバーの中には情報が過不足なく流れているので、そんなものは一々会議なんかをする必要はないと、それだけ実質化したのだと、こういうことなのですね。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

決してそういうような意味ではございません。この連絡会議そのものの部分の役割というのは、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、関係機関でのいろいろな情報提供であるとか、そういった被害を防止するためのあり方、こういったものについて協議し、共通した認識の中で取り組んでいくべき性格のものというふうに私も理解をいたしております。これの会議はやはり定期的かつ状況に応じて進めていくことが最も大切だというふうに思っております。そういった中では、これまで開催できなかったことを非常に申しわけなく、怠慢であったなというふうに反省もいたしているところでございます。

この会議の重要性という部分につきましては、決して否定もいたしませんし、私はこれから必要なものだというふうに考えてございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 前にお聞きしたときも、同じような答弁だったのですよね。そしてまた開かれていないのですよ。

それで、情報を流しているというのだけれども、会員の中の一部の事業所にだけです

ね、流しているのは。全部に流れてはいないですね、確かめてみたら。そうすると、その連絡会とかいう中にも、必要な会員と必要でない会員がいるということにもなりかねませんよね。やはり、やるのであるならばきちんとやっていただきたい。それから、意味のないものであるならば、さっさとやめていただきたい。それはよろしく願いしたい。

それから今お聞きしていたら、対策のところでも福祉課だとか保健介護課ときちんと横の連絡がとれているやの話でしたが、今の連絡協議会の話の聞いていると、聞いているほうとしてはどうも不安になってくる。このあたりで、きちんとしたものの進め方をやっていただきたい。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この連絡会議の重要性という部分につきましては、再度、改めて心にとどめまして、早い時期に開催をさせていただきたいというふうに思っておりますし、当然この連絡会議のメンバーの中で共通認識を持てるような情報の提供、そのあり方についても再度これについて見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

なお、庁内の連絡体制というのは、この連絡会議プラスアルファという形で、さらに庁内の連絡体制という部分については徹底を図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（音喜多委員） この目で、ほかございますか。

（ な し ）

委員長（音喜多委員） なければ、休憩します。

午後 3 時09分休憩

午後 3 時40分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

2 目商工振興費から進めてまいります。

2 目商工振興費。

14番。

竹田委員 ここで伺います。

昨年度、平成21年のときの商工の補助金というものが、平成20年度から比べて250万ほどたしか補助金が上乘せされて支払われているということで、今年87万5,000円ほどまた上乘せになっているんですけれども、この中身の理由というのは何なんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 商工会の補助金につきましては、人件費の増でございまして、商工会の指導員等に対します補助金、これにつきましては道の補助金、さらにその残りの部分について町の補助金、これは補助の要綱がありまして、ものによって100分の100以内、100分の80以内、100分の50以内というようなものがあるわけでございますけれども、それに計算した結果といたしまして出てきているものでございます。

増加になった要因につきましては、実は昨年でございますけれども、商工会の職員の異動がございます。その職員の異動に伴いまして、扶養手当、住居手当等の共済費、こういった部分が増えてきてございます。そういった部分が大きな要因となりまして、今回その補助金が昨年度当初と比べましての増額というふうに相なっているものでございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 局長が去年の4月をもって、誕生日を迎えて退職していますよね。その時点で、人件費というのは、支払われる額は下がっていますよね。何ぼとは聞けないはずなので、その事実はどうなっていますか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 細かな数字は別にいたしまして、ある一定の年齢に達しましたので、いわゆる局長の人件費については下がっております。それは昨年の予算の段階で下がっているという形になっています。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 そうしたら、住居手当と扶養手当、1名分で87万5,000円の増ということなんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

1名、経営指導員が、実は昨年入れかわってございます。人事異動で、中央から新しい方が見えて、こちらにいた方が転勤になるというような状況でございます。これに伴いまして、30万ほどの増額が生じてございます。残りにつきましては、それぞれ定期昇給の増の部分、それから道の補助金が少なくなっているものですから、町の計算する部分での、その部分が町の補助金として増えている部分がございまして、それらを合わせまして50万ほどあるという内容のものでございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 道のほうが下がっているということで、町も逆に言えば、負担を避ける考えというのは持たなかったのかどうなのかというのが一番聞きたいところなんですよ。異動によつての賃金等の上がり下がりというのが出てくるのであれば、今回は上がるばかりなんですけども、その人事異動だって同じ立場、職責、免許等いろいろなものがあって、別に異動しないでそのままにしておけば、賃金だって上げる必要も何もなかったんでないかっていう、単純にそう思うんですけども、その辺の指導ってというのは何もしないで、勝手に商工会にやらせておくっていうか、そういうことなんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） この商工会の職員の異動というのも、それぞれのスキルアップを図っていく、能力アップを図っていくためには、組織がかわった状況での体験というものも、これは将来につながってくるものというふうに思っておりますし、そういった中では、北海道の商工会連合会という組織があるわけでございますけれども、そういった仲介の中での異動があるということで、これまでににおいても厚岸町商工会の職員、それぞれ異動といたしまししょうか、何度か異動をしてきているわけでございます。

賃金の金額だけのことを言いますと、当然異動に伴いまして、全く同じ年齢、経験年数、あるいは給料という方での異動という部分は、なかなかできません。時によっては、それによって給料も下がる、賃金ベースが下がるということもありますでしょうし、上がる場合も逆にあるということもございますけれども、その辺については、職員のレベルアップを図るためには、こういったような異動という部分も必要というふうに私どもとらえてございますので、単純に給料の額、そのことだけをもってそれを拒否するでも申しましょうか、いわゆる異動を制限させるというようなことはできないというふうに考えております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 能力アップしたかどうかなんてというのは、調べる方法はあるんですか、これ。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

職員個々の部分でございますから、総体的なことで申し上げたいというふうに思いますけれども、少なくともこういった異動というのは、先ほど冒頭でも申し上げましたように、それぞれの組織をかえていろいろないいところを経験する、自分のところで経験しなかったことを経験してくる、こういったようなことを通しまして、一般的にはスキルアップが図られるものというふうにとらえておりますし、人事異動の目的というのは、

まさにそういうものがあるというふうに思っております。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 レベルアップ、スキルアップ、それはわかるような気がします。だけど、道のほうの補助金も下がってきている、逆に町の負担が上がってくるというふうになると、職員の異動等については、制限することはこちらからできないかもしれないけれど、お願いして指導するということはできると思います。経費がかさまないようにしてほしいという願いはするべきだと思う。それは努力しがたいがあるでしょう。どうなんですか、そこは。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

経費削減という考え方については、それは決して否定するものではありません。当然のことです。こちらのほうの部分については、人件費、先ほど申しましたように、今回、今年度出している部分の事業費の補助金がございます。人件費についてのものでございます。これは、指導員の人件費というようなことでございますけれども、いわゆる人件費そのものの給与についても、この給与はいわゆる北海道連合会が一つの目安といいましょうか、平均的な標準的な目安を出しております、それに準拠したような形で行っている。その平均的な準拠の賃金のベースというのは、いわゆるカットというような部分もされてございます。これは去年からされているのですが、道の職員の給与カット、7.5%のカット、これもベースに置きまして、この商工会の職員についても同様に、7.5%の給与カットなどもされているという実情がございます。そういった中で、妥当というふうに思っております。

あと、道の補助金のカットになって、町の補助金もということなんですけれども、ご案内のように商工会組織そのものの潤沢な資金財源といいましょうか、そういうようなものがある状況ではございません。非常に厳しい状況の中で運営されているというふうに理解をしております。したがって、厚岸町といたしましては、こういう商工業の振興を図る上での補助の要綱、こういったものに照らし合わせまして、一応妥当というふうに判断をいたしまして、今回この予算を提案している内容のものでございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 局長個人的に攻撃する意図も何も私はないのですけれども、局長退職をしたときに、ほかの町村の商工会等の例を挙げてお聞きしたものでありますけれども、退職した時点で同一人物を使わないで、一度退職させてもらって、それで300万、350万、400万程度の金額でそれなりの職業を、職責を、仕事ができるそういう人材を改めて募集するという方法もとっているように聞いています。その部分については、町からの公費を使うわけですから、お願いをするというか、指導をするというか、そういう形ってというのは、

その部分についても、当然こうせああせという命令的にはできないかもしれないけど、お願いをするという経費を削減するためのお願いは、当然できたのではないかというふうに思うんですけど、その辺の努力は何もしなかったんですね。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） いわゆる町の補助金そのものの削減という部分での全体的な流れの削減についての配慮というんでしょうか、そういうのを団体に求めていくというのは、これは商工会だけでは限らず、全体的な形として行っておりますけれども、具体的な人の話が出ておりましたけれども、そういった人事なり、どの方をどういうふうにするかというのは、これは一つの立派な商工会という団体組織が、法人化された組織があって、そこで適当と思われる人材というような部分を雇用なり異動、こういったものがされているというふうに私ども判断してございますので、その具体的な内容にまで立ち入った指導というような部分についてはいかがかなというふうに思っておりますし、もちろん全体的な経費削減、そういったような部分での要請といいたいまいしょうか、そういったようなお話は都度させていただいてきてはおります。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 お願いはしてきてるって、今、最後に言ったんですけど、そうなんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 経費削減について、全般的にどこをどうすれこうすれっていうことではなくて、やはりこういう事情ですから、そういった部分での補助金だとか、そういったような部分についての見直しというような部分でお話もしております。

ただ、先ほど言いますように、商工会は商工会の中でもって賃金のカット、道の職員で7.5%のカットだとか、そういったようなものも既に算定してございます。そういった措置もしてきてございます。そういったことを踏まえながら、私どもは商工会の運営をしていく上では、やはりこれが必要なだろうという判断をさせていただいたということでございます。

委員長（音喜多委員） 14番。

竹田委員 お願いした時期っていうか、今まで何回あったんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） これは、文書等によって正式なお願いとかそういう

ことではなくて、予算時期になりますので、それで交付申請だとかそういったようなものが毎年されてまいります。そういった中では、その都度そういったような、削減できるものであれば削減してほしいという部分、これを事務局のほうになりますけれども、そういったお話は私のほうからもさせていただいております。

(「何回」の声あり)

委員長(音喜多委員) まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(田辺課長) ちょっとはっきりした、何月何日までは覚えておりませんけれども、ここの申請が出される、補助の申請が出される時期ですから、12月ころだったと思います。

(「1年に何回」の声あり)

まちづくり推進課長(田辺課長) 一度です。今回は一度です。

(「毎年言っているの」の声あり)

まちづくり推進課長(田辺課長) 毎年言っています。

委員長(音喜多委員) ほか、ございませんか。

(なし)

委員長(音喜多委員) 進みます。

3 目食文化振興費。

2 番。

堀委員 味覚ターミナルの管理委託料なんですけれども、この件に関しては特別委員会を開いてやっているんで、そちらのほうでの議論というものもあるんで、ここでは余り聞かないんですけれども、ただ、現在、厚岸味覚ターミナル株式会社のほうに指定管理をしているんですけれども、この契約期間というのがいつまでなのかというのをお知らせしてください。

委員長(音喜多委員) まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(田辺課長) ご案内のように、株式会社味覚ターミナルとは、指定管理者ということの協定を結んでおりますけれども、23年度いっぱいまでとなっております。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 そうすると、23年度で契約が切れるのでという、そうすると、また24年度には新たな協定なりを結ぶというような形にもなるのかなと思うんですけれども、昨年約1,000万ほど委託料を増やしているんですけれども、これは現在の株式会社厚岸味覚ターミナルとの協定の中では、23年度までもやると、その分の増額も含めて大体今年と同じくらいの金額の委託料を払うというふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） ご答弁申し上げます前に、ちょっと修正をお願いしたいと思います。

先ほど23年度いっぱいと言いましたけども、23年の3月まででございます。年度で言いますと22年度、新年度いっぱいということでございますので、誠に申しわけございません、訂正をさせていただきたいと思います。

その上で、22年度になりますけれども、22年度については同額の委託料の考え方を持つて予算化をさせていただいたということでございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 そうすると、来年の3月31日で過ぎるんで、その次、23年度のときには、新たな協定を結ぶという形になると思うんですけれども、例えば、厚岸味覚ターミナル・コンキリエに協定を結んだ場合だと、今までどおりというか、経営的にも約2,500万円ぐらいのものだと。どこかほかの会社なりが1,500万でやるよというような申し入れなりっていうものがあつたとき、つまり新たに厚岸味覚ターミナル・コンキリエという会社に対して指定管理をしようとするとき、その相手先を選定する段階では、最近、ゼロベースというのがはやっているので使わせてもらいますけれども、ゼロベースで相手方の選定はするというような感じになるのでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答えを申し上げたいと思います。

指定管理者の協定につきましては、今言いましたように22年度、23年の3月をもって、今の現協定の協定期間が来るわけでございます。このときどうするのかというご質問でございます。これにつきましては、現在この指定管理者であります株式会社味覚ターミナル自体が、このコンキリエを管理運営する目的でつくられた第三セクターという性格のものでございます。その辺を踏まえながら、23年度以降どうするかという部分については、さらに検討を加えていきたいというふうに考えてございます。



委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 あくまでも、厚岸味覚ターミナル・コンキリエありきというようなことじゃないというふうにとらえてよろしいのかなというふうに思います。

あともう1点聞きたいのは、根本的な話になっちゃうんですけども、厚岸町は味覚ターミナル・コンキリエに51%の出資、出資比率はちょっと私も今手元に資料がないのであれなんですけれども、それほど持っていると思うんですけども、筆頭株主として厚岸町がなっていると。その権利、株主としての権利というのはどこまで及ぶのか。もう少し具体的に言うと、例えば、私方議会のほうにもその権利というものはある。厚岸町ですから、町民のほうにも株主としての権利というものは発生するのかという、根本的な話なんですけれども、それについてちょっと確認したいと思います。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） まず、株の保有率でございますけれども、53%強ということになってございます。

それで、株主としての権利ということでございますけれども、厚岸町が株主でございます。そういう意味からいきますと、税の導入をしているわけでございますから、いわゆる役場機構だけということではなく、厚岸町、いわゆるこの自治体としての権利として持っているというふうに理解をしてございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 であれば、私方議会も株主としての権利というか、そういうものが主張できるのかなと。町民の方々も、やはり株主としての権利を主張できるのかなというふうに思うんですけども、であれば、例えば総会とか取締役会の議事録、これを出していただきたいというのは、当然株主の権利としてあると思いますので、それについては請求があればいつでも出せるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） この第三セクターという一つ的位置づけの中で、それも2分の1以上持っている第三セクター、これについての公表、議会への報告権、こういったような部分というのは地方自治法の中で決められてございまして、それに基づいて経営状況報告ということも毎年させていただいております。それをもって、なぜかという、そういう性格の第三セクターという、町が投資しているという目的を持って、それが法律の中でもこういうふうにしなさいということで担保がされているということでございます。

一方、今お話になりました、いわゆる会議記録であると、そういったものというのは、第三セクターといえども法人化された商業法人でございます。これは、会社法等の規定

がでございます。前にもお話しさせていただきましたけれども、会社法の規定に基づきまして、やはり会社の経営、営業、競争、そういったような部分を進めていく上では、その辺の情報というのは秘匿といいましょうか、経営にかかわる重要な情報については、そういう目的を持ったものでなければ公表できないということで、裁判所の認めたものとか、そういったような規定というものが会社法の中で担保がされてございます。

それで、厚岸町は株主の立場でございますから、株主の立場、それから取締役としての立場、そういったような中で知り得た情報というものがございます。ただ、それをすべて公開していいのかということになりますと、そういった会社法に基づく情報の保全といいましょうか、そういったような部分に当然配慮していかなければなりませんし、私どものそういった中で、厚岸町の情報公開条例というものがございます。その中で、こういった情報は公開していくのかというものを規定している条例でございますけれども、その中におきましても29条の規定の中に、この出資法人に対する情報公開の規定というものを設けてございます。この情報公開の規定によりまして公開をしているわけでございますけれども、この出資法人の情報公開の要綱というものも設けてございまして、個々でこれこれは公表をいたしましょうということで義務づけをしてございますけれども、それは現在まさに経営状況報告という形の中で毎年報告している内容のもの、それにプラス定款です。こういったようなものにつきまして、公表をすることができるというふうに規定をしてございます。そういうことで、公表できるものについては制約をしているという状況になっているということでございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 私がなぜ最初に、株主の権利がどこまで及ぶんだということを聞いたのは、会社法の中には名簿の閲覧、謄写の請求権とかそういうもろもろありますよね。その中には、例えば会社法の371条の2とかというのには、取締役会の議事録の閲覧謄写請求と、そういうような株主としての権利としてうたわれております。であれば、それは私が前段のほうで聞いた、株主としての権利があるのだから、当然それは出さなければいけない。先ほど課長のほう、議会も町民も同じく株主としての権利というものがあるんだというふうな答弁でしたから、そうならば、やはりこの請求権なりは生じるというふうに思うんですけれども、それについてはどう思っているんでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思いますけれども、株主としての権利、要するに厚岸町としては全体的に株主ですよということです。厚岸町が株主ですよということです。そういう意味では、当然、税の登記をしていますから、その権利というのは厚岸町全体に及ぶんだということは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、一方、情報の部分というのは、これはちょっと別個になってくるのかなというふうに思っております。

一つは、例えば、取締役会の議事録の関係、これが以前話題になりましたけれども、

この議事録の関係でございますけれども、この議事録等についての公開という部分については、先ほど言いました会社法の371条の規定でございますけれども、なっております。株式会社味覚ターミナル・コンキリエの場合については、取締役会の設置会社であると同時に監査役も設置会社ということでございまして、会社法の規定によりますと、裁判所の許可を得て閲覧、それから、もしくは謄写できますよというふうになってございます。

この趣旨はどういうものかという、会社経営において競争関係にあるわけです、周り関係で。そうした営業関係をきちっと保護していかなければならないというような考え方のもとにおいて、こういうような規定が整備されてきているということでございまして、そういった内容のものを、幾ら厚岸町が株主だからといって、全部に公表するという話には当然ならないだろう。この会社法の趣旨から考えますと、当然そういうふうになる。それから、厚岸町で仕事をするということは、すべてその自治体のことですから、町民全体で町民の税金を使って仕事をしているということです。これはいろいろな部分で仕事をしているわけで、決して個人的に仕事をしているわけではございません。自治体としての仕事をしているわけでございまして、そこでいろいろな情報というものも出てきます。例えば、税情報なんていうのもあります。これは、すべて自治体のものであるから、すべて公開しなければならないのかという、やはりそこには個人情報の保護である、そういういろいろな情報の制約、そういったようなものが当然出てまいります。そのために、個人情報保護条例、あるいは情報公開条例という規定を設けまして、一定のルールのもとに、これは公開できるもの、公開できないものというような情報の保護、一方では公表というような扱いをしているものでございます。

そういったことから考えますと、その内容によって他の法律だとか、そういったようなものを考えながら、きちんと判断してやっていくことが適正な扱いであろうと、このように考えてございます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 会社法には、拒絶できる場合というのが確かに、閲覧謄写請求があった場合でも拒絶できる場合というのが、逆に言っちゃうと決められているんですね。請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときとか、請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったときとか、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるときとか、何例かあるんですけども、そういうふうに拒絶できる場合というのが、逆に言っちゃうと例示されている。じゃ、これに当てはまる、私方が議会として味覚ターミナルの総会なり取締役会を見たいと、それは何もここで拒絶できる場合ということにならないと思うんです。

公開するというのは、先ほど裁判所がと言っていますけれども、ですから私が言っているのは、会社法の371条にというのは、条件とか何か保有制限の割合とかも一切ない、少数株主にも及ぶ権利なんです。個人情報も言っておられましたけれども、取締役会で個人情報が出るか、その部分は個人名が出る場所は黒塗りで出せばいいわけですし、

会社としての議事録ですから、それをなぜ出せないのかというふうに。

また話は最初に戻るのかもしれませんが、株主としての権利というもの、もし、今、厚岸町が確かに代表取締役社長も出していて、監査も出しているというような場合ですけれども、例えば社長が厚岸町から出ていないとなった場合、そういう場合でもこういう議事録なりのものを請求できなければ、厚岸町は全然わかりようがないという話になりませんか。

委員長（音喜多委員） 副町長。

副町長（大沼副町長） まず、第三セクターに対する議会への公表というものについては、先ほどまちづくり推進課長のほうからも答弁しましたけれども、地方自治法の243条の3第2項、政令で定める経営状況を作成し、これを次の議会に提出しなさいという提出義務をうたっています。その法人の経営状況等を説明する書類というのは、同法の施行令173条でうたっております。

今、株主としてという話ですけれども、厚岸町は株主でございますから、当然、株主としての権利を株式会社に行使することができる。その結果、知り得た情報というのは行政情報になります。厚岸町が町として知り得た情報になります。その知り得た情報を、どこまで開示することができるかできないかという判断になってきます、今度は。それは、厚岸町情報公開条例でもって、先ほどこれもまちづくり推進課長が答弁をしておりますけれども、非開示情報の定義がありまして、7条2項2号ですか、法人その他の団体に関する情報に該当しますが、開示することにより当該法人等の、中略しますけれども、競争の後、その他正当な利益を害すると認められるに相当な理由のあるものというふうな規定がございます、これに照らし合わせると、今、ご質問者が言われているような議事録ですか、それを公開するというのは適切ではないのではないかとというふうに考えます。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 では、そうすると、請求権というのは厚岸町側にあって、町民のほうにはないということになるのかなと。厚岸町が知り得たものは、厚岸町の判断でも行政側の判断で出すか出さないかを定める。であれば、最初のほうの前段での株主としての権利はどうなんだという話になると思うんですけれども、それについてはどうなのでしょう。

委員長（音喜多委員） 副町長。

副町長（大沼副町長） 町民は株主ではないわけです。厚岸町は株主になります。その代表者が町長でありますけれども、そこで代表者である町が知り得た情報というのは、行政情報として適切に扱わなければならないという話です。どれはどこに続くかということ、情報公開条例にこういうふううたっているということです。答弁になりましたかどうか。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 その情報公開条例の中で、先ほど来言っていた競合する云々といった中でのおそれがないものについては出すことが可能だと、そういうふうに理解していいんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 副町長。

副町長（大沼副町長） 情報公開条例に基づく請求権というのは、これは町民の皆様が等しく持っているものです。町政情報に関する情報、これこれこういうものを出してくださいという請求権は、町民の皆さんが等しく持っている。それを開示できる情報かどうかというものについては、これは行政側が精査をして、外に出すことで今言った情報公開条例、あるいは個人情報保護条例に抵触するかしらないかと。情報公開条例の中では、できるだけ開示をしましょう。開示できる一つのペーパーなり何なりで相手方が類推されるようなものがある場合、これは非開示情報になりますけれども、それら以外のものが出されるものがあつたら出さなければならないというのが基本的な考え方です、情報公開条例の。その範囲内で公開することは、これは問題ないのではないかと、そのように思います。

委員長（音喜多委員） 2番。

堀委員 そうすると、情報公開条例に基づいて、情報公開条例にはちょっと今、私も条文がないんですけれども、審査会なりが確かありますよね。それらは、厚岸町の行政側だけなの、それとも審査会の構成メンバーというのはだれだれというか、どのような役職の方々がその審査会なりのメンバーになるんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時24分休憩

午後4時27分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

2番。

堀委員 若干度が過ぎるといふか、今後、予算の中でもあれだと思しますので、これらについては条例関係の精査というのは、今、私の中のほうも条文とかがあるわけじゃないので、そこら辺のものも含めて、やはり特別委員会のほうで議論ができるような資料関係の提出というのをお願いしたいと思うのですけれども。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

この辺の状況については、十分な理解が必要だというふうに思っておりますので、しかるべき資料等をそろえながらご提示させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

それから、訂正をさせていただきます。私、先ほどの答弁の中で、厚岸町として株主の立場、それから取締役としての立場双方を持っているというような発言をいたしましたけれども、取締役については、いわゆるその役について個人的な部分ということに相なりますので、その辺については削除をさせていただきたいというご訂正をお願いしたいと思います。

委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほか。

13番。

室崎委員 今の論議を聞いていて、ちょっと混線しているようなところがあったので、私なりに今のを聞いていて自分なりに整理してみた話をしますので、もし違っていたら言ってください。

少数株主権と俗に言われていますけれども、株主であればできる根本的な権利って幾つかありますよね。それは、例えば株主総会議事録の公開、閲覧、謄写ですか、営業時間内のね。それから、取締役会の議事録に関しては、監査役がある場合には裁判所の許可が必要であるという宣言がついている。それから、株主名簿の閲覧謄写の請求権というようなものがありますね。それで、株主総会と株主名簿に関しては、営業時間外ならばということになっていますね。営業時間内だと、これはできないのですけれども。まず、そういう株主の権利がある。その株主の権利が、議会ということで、厚岸町は株主だからということで真っすぐにはいかない。それは、厚岸町が株主だから、厚岸町として得た情報になるので行政情報になる。そうすると、行政情報をどこまで公開するかということの基準については、情報公開条例ですか、そこに一つの基準がある。それで、それはその相手方の権利・利益を侵害するような形での公開はできないのだ。大きく言いますと、そういうような形で規制されていると。したがって、議会に対する公開についても、この基準を適用して、議会では公開しないんだというような形で今のをまとめようではないでしょうか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

株主名簿、それから取締役会の会議録等については、おっしゃるとおりでございます。ちょっと私、株主総会の会議録のほうまで、今、資料を持っていないので明確なことは

申し上げられませんけれども、基本的には13番委員さんがおっしゃるとおりの会社法の取り扱いになっているというふうに思っておりますし、そのようになっています。

後段のほうでございますけれども、この情報公開条例に伴います厚岸町実施機関、私どもも実施機関、それから、議会は議会での実施機関という扱いになります。そういう考え方から申しますと、今、13番委員さんが後段のほうで確認のご質問をされた内容のとおりであるというふうに私どもは理解をいたしております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それで、課長さんの今の答弁で、ポイントがわかっていらっしゃるなと思ったのは、私はあえてそのところを触れないで触れないで言っていたんですけども。

議事録という言葉で、さっきの議論はひとくくりにして話をしていたのですよ。ところが、取締役会議事録と株主総会議事録では扱いが全然違うのですね。片一方には裁判所の許可というものが、監査役がある場合ですよ。株式会社味覚ターミナルは監査役を設置してありますから、その場合には監査役設置株式会社ですね。そうすると、そこでは株主が閲覧や謄写の請求をするときでも裁判所の許可が要るのです。それはなぜかという、先ほどから何遍もおっしゃっているように、経営の競争相手に情報が漏れたら困るとか、いろいろな営業上の問題があるからなのです。ところが、株主総会に関しては、そのような規定がないんですよ。

それで、これは今、町長もさっき言ったように、法律論議をここでやる気は全くないんで、その情報公開条例に言うところの原則公開なんだけど、こういう場合できないのと。副町長の言い方で、ちょっと私引っかけたのは、相手方が推測されるような場合には全部できないようなことを言っていたけれども、そうではないでしょう。公人の場合には問題ないですよ。だから、そこらは非常に丸めておっしゃっているからなんだけれども、そういう例外規定にこの場合どうして当たるのかということについて、取締役会に関しては会社法の371条4項だったかな、そのところにも規定がありますから明白なんだけれども、株主総会議事録になったらどうなるのか、株主名簿になったらどうなるのか、そのあたりはやはり明確なお答えができるように整理をしておいてください。これはお願いです。

それで、本論に移りますが、1年前の3月議会で、味覚ターミナルに関してはいろいろと議論が出ました。そのときに町長は、とにかく累積赤字がこれだけ積もってきている状況の中で、何とか手を打たないと手遅れになるおそれがあるということもおっしゃいました。私もそれはよくわかりました。それで、短期短期の赤字黒字はもちろんだけども、累積赤字も減らしていかなければならない、そういう二重の荷物をしょっているわけですね、この会社は。それで、経営の立て直しを図るために、経営改善計画というものを議会に出しましょうというふうにおっしゃって、私どももそれに期待して今日に至ったんですけども、この前の第三セクターの委員会のときに、それがこの議会には間に合わないというお話でした。これは、私どもにすれば、公約違反と言っても仕方がないほど期待したものが無いということになるわけですよ。それを見て、ここでもって、できることならばこの予算審議をしながら経営の改善ということに応援をしたいなと

思っていたんですが、それが間に合わないと、きょうに至るまで出てきていない。この点についてお話を伺いたい。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） いろいろな、1年前、予算等も含めての議論がございまして、私といたしましては、みずからの経営改善について取り組まなければならない。一方、議会においては、第三セクターの特別委員会を設置していただき、ともども今規定をなくするというにはいかなないと、ぜひ前向きに検討しようじゃないかという相互の中での改革というものに私は進めたつもりであります。

そういう中で、内部として経営改革委員会、この前の特別委員会で報告しましたが、委員会を設置をいたし結論が出たわけでありまして。しかし、まだ取締役会も開催されておらない。また、報告もしておらないということについては、さきの特別委員会でお話をしたとおりでございまして、そういう事情がございまして、我々といたしましては取締役、または株主総会に諮って、この改革案はこういう改革で内部として進めていきたい。一方、議会においても論議をしながら改革案、また経営の健全化に向けての運びがされているというものを相互の議会と行政で推し進めることができるのではなかろうかなという意味合いでございまして、ご理解いただきたいと存じます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 この経営改善委員会だったかな、改革委員会だったかな、これは何月何日に立ち上がったんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 1回目の会議が開かれたのが10月16日でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 議会で議論になって、そういう話が出たのは3月ですよ。半年間何をやっていたんですか。まず、そういうことなんです。それから押せ押せになって、今日間に合わないという話は、それはわかりました。しかし、次の3月の新年度のときに話があるということは、去年からわかっていたことじゃないんですか。それは何をやっていたんですか。そういうことなんですよ。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 議論がありました中で、当然その反省点に立ちながら、経営状況についても徹底して改革をしながら、さらには、今、委員会を10月に設置をし、第3機関



の中で改革案を出していただくということでございまして、おかげさまで本年度はそういう意味においての議会論議を通じた改革案を念頭に置きながら、コンキリエ株式会社の経営も本年の中で改革をしながら、経営の健全化がなされつつあるという実態をご指示できればと思います。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 味覚ターミナルというのは、独立した株式会社です。その中で、また第3機関をやっていると、それはいろいろあるでしょう。だから、町長が行政の中で、自分の部下の課長さんに何日までやれっていったからって、すぐできるものでないというような事情はあるでしょう。取締役会があるとか、株主総会があるとかいうこともあるでしょう。でも、それは厚岸町にとっては人さんの話なんです。味覚ターミナルというところから改善計画を出してくるということだけが、こっちにとってのいつ出てくるのという話であって、それ以外は先様の内部事情なんですよ。だから、それをもって何か特別の理由というようなことにはもちろんならないわけですよ。

それで、今、素案といいますか、一応まとまったものは出ているわけですね。それは議会に示されないんですか。今これから取締役会があって、そこで多少の変更があるかもしれない。株主総会でも多少の変更はあるかもしれない。場合によっては否決されるかもしれない、論理的には。けども、ここまでこういうふうに行っているんですってというようなものは、議会側には示されないんですか。そういうことまで具体的にやっていますっていうのを我々が受けると、それによってなるほどということでもってまた議論が深まっていくと、そのように思うんですがいかがでしょう。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 特別委員会でもお話ししましたが、第3者の委員会は、今、正式な名称、検討委員会ではもう出ていますが、これは去年の6月の株主総会におきましても、総会の中で申し上げて了解をとり委員会を設置したわけでありまして。そういう中で、取締役会もまだ開かれていないと。せめて私は、取締役会の了解をいただいた中で、こういう改革案が出ておりますということで議会の皆さん方に出すことができればなという現況にありますので、この点をご理解をいただきたいと存じます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 取締役会なんていうのは、普通の会社では大体3日ぐらい前に招集をかけて行く。もし全員からの承諾があれば、招集の手続をとらないでもできる。それだけ迅速に行わなければならない会合ですよ。株主総会ということになると、ちょっとまた違いますけれども。それすら行われなくて、今日出てこない。そういう中で、我々は議論をしなければならないということは大変遺憾であります。

それで、今後また営業状況が悪くなって、また委託料を上積みするというような格好

で実質的な補助をやっていくということはないんだと。これは、もうきちんと営業を立て直してやっていくんだというふうに私どもは理解しておけばよろしいんですね。

委員長（音喜多委員） 町長。

町長（若狭町長） 議会の論議も踏まえて、さらにはまた内部の委員会をも通じて、また、議会の第三セクターの委員会も通じて、そういうことがないように、企業として会社として努力をしなければならない。願わくば、町の委託料が減額できるような会社経営になればいいなど。私は町長であります、社長でもあります。そういう願いはございます。

室崎委員 それ以上は、今、言いようもないし、町長も答えようもないと思うんで、これで結構です。

委員長（音喜多委員） いいですか。ほかは。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

4目観光振興費。

13番。

室崎委員 あやめヶ原のあやめに関してお聞きいたします。

昨年6月議会でしたか、9月議会でしたかちょっと忘れましたが、そのころでしたよね、この問題について議論があったというふうに思っております。そのときのお話では、これは専門家の意見をも参照して、科学的なきちんとした調査を行って抜本的な対策を立てていきたいというお話でした。これは、そうは言うものの簡単な問題ではないということは、質問するほうも、それから答弁するほうもよくわかっていることです。

それから、ここが原生花園とは言うものの、全く人の手が入らない状態で今のよう状況になっているわけではなくて、人手にとというか、いわゆるある種の圧をかけながらこういう自然形態をつくっている特殊なところであるということも前提ですよ。ただ、庭の花壇とはわけが違うということだと思えます。

それで、そのとき以来、どのようなことをなさってきて、今年度はどのようなことを行うか、どういう計画を立てているのか、内容についてお聞かせをいただきたいわけがあります。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答えを申し上げたいと思います。

あやめヶ原の保護育成活動につきましては、これまでの議会の中でもご説明したとお

りでございます、北海道のほうと先進事例等の照会、それからどうしたらいいのかという部分のいわゆるアドバイスをもらいながら進めてまいりました。

それで、現在の進行状況でございますけれども、このあやめヶ原の保護育成に当たって、そういった有識者の意見等を聞きながら保護の方策を考えていこうということで、あやめヶ原の保護育成対策協議会という組織を立ち上げたいということでございまして、その中には地元管内の有識者といたしまして、大学教授であります、今現在のところお名前を申し上げてもよろしいかなと思っておりますけれども、神田教授、この方を中心にこの協議会を立ち上げたいというふうに考えております。

メンバーにつきましては、大学の教授、それから観光協会の代表、それから文化財の関係、教育委員会の環境教育推進委員会、そういったようなところであるとか、それからもちろん学芸員なり水鳥観察館のそういった専門に当たる方々、さらにはこちらにあります森づくりセンターであるとか、それから支庁、さらには環境庁の関係、役所の事務所の方々、ここはオブザーバーというような形で入ってくるかなというふうに今思っておりますけれども、そういったような方々を構成メンバーにということで、実は神田教授のほうともこれまでお話をさせてきていただいております、そういったことであれば協力をするというような快諾もいただいております。

それで、今年度、教授とのお話の中では、年度末まではちょっと忙しくてというようなお話もありまして、新年度に入りましてから1回目の立ち上げをしようというような、今そういうようなスケジュールの中で取り組もうというふうに考えてございます。今年度の予算の中におきましても、そういった形での謝礼であるとか、いわゆる交通費であるとか、そういったような部分の形を見させていただいたという内容になってございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 メンバーについて、今、名前まで出ていましたので、ちょっと突っ込んだ話をさせてもらいますが、この地域ずっと毎年何年間か調査して、そしてこういうような状況になってきていますよという警告を発した方がいらっしゃいますよね。専門家で、名前を言っていていいかな、浅利政俊さんという方が非常に精緻な報告書をつくってくださっていますよね。この方なんかにも入っていただくんですね。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 浅利氏につきましては、こういう形で提言もいただいておりますけれども、七飯町ということで非常に距離もあるというようなことから、この協議会そのものの委員という形では考えてございませんでした。ただ、浅利先生につきましては、毎年桜の時期にあわせて、こちらの桜指導員という形の中で訪町いただいております。そういった中では、こういう経過等々をお話ししながら、またアドバイス等をいただけるものであればいただいでいくというような取り組みで、アドバイス等を生かしていくというような形がとれるのではないかなと、このように考えてござい

した。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 誰を選んでどうするかは、私のほうで口を出すことではないですけども、いわば発端となった方ですし、ずっと経年的に調査もしている方なので、抜きにはできないんじゃないかなと私は思うんですけども、それについては結構です。

そうすると、今年はまず調査をして、どのような生態系の変化があるかということを見ます。それで、向こう3年なり5年なりの計画が今年中にできると。今年中というか、22年度中にできると、そのような状況で進んでいくであろうというふうに考えておけばよろしいですね。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

植生の変化というような部分、これについてはある程度経年の状況の中で見ていかなければならないだろうというふうに、実は専門家のほうからもアドバイスをいただいております。

私どもといたしましては、そういう現状をとにかく見ていただいた上で、今何に手を打てるのか、どの程度までだったら打てるのか、そういったようなことで管理マニュアル的なものをできればなというふうに思っております。そういったようなたたき台といたしましうか、そういったようなことも私どものほうでは現在用意をしております。

そういった中で、この管理マニュアルというような部分についても、そういう経年変化を見ながら、やはり必要な見直しといたしましうか、手を加えていくということもこれからは必要になるんだろうというようなとらえ方の中で、まだこの協議会、立ち上がってそういう専門家の方々のご意見等もいただいている段階でございますので、これからどのようなスケジュールでいくかというようなことについては、これからの部分になってくると思いますけれども、今、私どものほうの考えている部分については、1年、2年で終わるものではないのかなと、このように考えてございます。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

9番。

菊池委員 観光振興費いいですか。観光協会補助金、前年度比マイナス89万6,000円の内容です。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

観光協会の補助金でございますけれども、対前年度で比べますと89万6,000円の減となっております。これにつきましては、昨年、桜まつり、牡蠣まつりの幟の旗、これを事業費として補助金を見てございます。これの分が85万3,000円ございます。この分が今年度ございませんで、それが大きく減の要因となっている。その他の4万3,000円の減になってございますけれども、これらは人件費等々に係る運営経費の減でございます。そういう状況でございます。

委員長（音喜多委員） 9番。

菊池委員 桜まつり、牡蠣まつりの幟の作成ですね。わかりました。

委員長（音喜多委員） 次に進みます。

5目観光施設費。

10番。

谷口委員 ここの一番最後のその他観光施設37万2,000円減額だと思うんですけど、これは何をしたんですか。これも幟ですか。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後4時56分休憩

午後4時58分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） 大変貴重な時間をいただき、失礼をいたしました。アドバイスもいただきました。ありがとうございます。

実は、土地の使用料及び賃借料で、土地の借り上げ料でございますけれども、あやめヶ原園地でございますけれども、道有林ということで、道有林を従来は有償での借り上げということでございましたけれども、実は21年度、昨年度から公共用の使用については無料扱いにするというふうに変更になりました。そのため、32万6,000円だと思っておりますけれども、その分が不用になったと、今年度落としてやろうというのが大きな要因でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 あやめヶ原のあれで、道有林ってどこを言うんだ。この32万6,000円、納めて借りていたんですか。

委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（田辺課長） あやめヶ原園地、公園で使っている部分ですけれども、あれすべて道有林でございまして、その道有林を公園の園地として町が利用させていただいているということでございます。

委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（ な し ）

委員長（音喜多委員） 進みます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

2 目土木車両管理費。

3 目土木用地費。

10番。

谷口委員 初めに、この間、林道を町道にしたんですけれども、きちんと土地が明らかになっていない土地までを町道にしたということなんですけど、それについて、きちんとそういうのがいつまでに今回の問題の林道は解決しようとしているんでしょうか。それでない、今後こういう事業を進めるに当たっては、町民の理解は得られないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

先日、町道認定に絡む林道の町道認定をした次第でございますけれども、用地が決まっていないといったところ、いつこれを解決していくのかと、整備をしていくのかということでございますけれども、これは新年度予算、今回の予算におきまして道路橋梁一般のほうで町道認定しました林道、これを現況調査し、その後、土地の確定をするための測量等の前の現況等の調査をやるための予算を計上してございます。これにつきましては、道路橋梁維持費の道路橋梁一般、ページにつきましては247ページでございます。247ページの道路橋梁一般の道路台帳図新規補正業務委託料、この中で現況調査等を行いまして、そして用地確定自体は直営の作業で行いますけれども、その前の準備作業がございまして、現場を調べたり、そういったものはこの中で行っていると。そして、できればうちの体制的なこともございますけれども、そのものができ次第、用地確定作業に入っていきたいというふうに考えてございますので、できれば今年中の中ではすべて整理をつけていきたいというふうに考えてございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、委員長いいですか、先まで行っちゃってるんですけど。

委員長（音喜多委員） いいです。

谷口委員 それはそれでまた、このことだけに限って質問させていただきます。

そうすると、今年度で大体用地確定の目途は立てる自信があるというふうに聞いておいてよろしいんですね。もしだめだったら教えてください。

それから、測量の基準点設置委託料というのがありますよね。それで、これは前年度より増額になっているんですけど、これは1カ所幾らで何カ所予定して、どの地域を予定しているのか。そして、委員長、申しわけないんですけど、地籍調査のほうにも同じように基準点設置委託料があるんですが、これもどこなのかちょっと教えていただきたいというふうにお願いをいたします。

委員長（音喜多委員） いいです、この3点一括して。

建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、林道のほうでございますけれども、用地の確定の目途については、今年の中で、新年度に入った中で確定をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、基準点のほう、測量基準点の設置事業、22年度に行いますところがどこなのかということでございますけれども、これは太田地区が2点、それから大別地区が1点、これをGPSの2級基準点を設置していく考えでございます。ですから、これは1点当たりとなりますと、単純に今3点考えてございますので、それには作業に伴うもろもろの費用等、事務費も入っていますけれども、この252万円の委託料、それ割る3というふうに考えていただければよろしいかなというふうに思います。

それから、もう一つのほうでございますけれども、今、ご質問があったのは地積修正事業のほうの基準点設置ということで、これの地積修正事業に伴う基準点の設置につきましては、奔渡の5丁目、これは桜通りから向かって御供山のほうの一画、それともう一つは、奔渡7丁目、これは奔渡湖岸道路の御供橋を渡ってすぐの一画、そちらの地域を今見込んでございまして、そこに3級の基準点、これを設置する予定でございます。配点数につきましては4点、今考えてございます。

委員長（音喜多委員） ほか、この目でございませんか。用地費で。

（な し）

委員長（音喜多委員） 次、進みます。

4目地積調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

2 目道路新設改良費。

10番。

谷口委員 このこの住の江通りの整備事業なんですけど、最後の支障物物件移転補償金1,956万9,000円があれしていますけれども、これは目途がついたんでしょうか。お伺いをしたいと思います。

それから、床潭末広間道路、これは財産管理の手続業務委託料が、道路調査委託料が7,640万。この道路調査委託料というのは、工事費の何%として計算するのか、それとも地質等を地すべり等があるので、そういうものを十分調査するための調査委託でこんなに高いのか、この理由をちょっと教えてください。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、住の江町通りの整備事業でございますけれども、支障物件の目途がついたのかということでございますが、21年度も交渉した中で、一度はご了承いただいた経緯がございます。その後、契約書を持っていった段階で、またちょっと話が進まなくなったといった状態でございます。かなり前進をしていると私ども踏んでます。そこで、目途がついたのかといいますと、完全ではないわけでございますけれども、22年度も引き続き交渉していきたいと、このように考えているところでございます。

それから、床潭末広間道路の道路調査委託料でございますけれども、これは工事は幾らだから幾らといった率的なものではございません。あくまでもこれは道路調査に係る内容の業務でございます。今回この中で考えておりますのは、用地の確定測量、それから構造物の実施設計、それと大きいのは地質調査、これは地すべりの範囲等を確認するためのボーリング調査、それとひずみ計、地すべりの挙動の動きを確認するためのひずみ計、それから水位計、こういったものを設置していく地質調査、これが積み上げてこの予算の中に計上しているというものでございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 住の江については、頑張っ解決に向けてやっていただきたいというふうに思います。

結果的にそうすると、この床潭末広間道路については、地質調査が相当お金がかかるということですか。全般的に言えば、ボーリングだとか歪みだとか何だとかって今言われて、私、専門家ではありませんので、今ずっと説明されたことをすべて私が理解できるような状況にありませんけれども、もし平らなところだったり、あるいは勾配がないところだったりすればこんなにかからないんだけれども、たまたま海岸地帯で地すべりがたまたま起こったり、そういうことをするところに道路をつけないといけないということで、今回、調査委託料がこういう金額になってしまうんだということで理解しているんでしょうか。



委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 今、質問者おっしゃったとおりの大体のことではございます。もともと道路は、今、既存に道路があるわけではございますから、新たに道路をつくるというものでなくて、既設の道路を改良して整備していくというものでございます。

それで、この床潭末広間道路、平成20年度からこの事業を進めてきているわけではございますけれども、当初から地すべりというのは想定はしていたわけではございます。調査をしてきた中で、地すべりをすべて調べてきた中では、今、24カ所の地すべりを発見してございます。それで、この地すべりにつきましては、工事をすることによってもまた地すべりを誘発してしまう、こういったことも考えられるわけではございますから、やはり慎重に解析調査をしまして、そして対策を検討し工事を行うという必要があるわけではございます。そうしたことから、どうしてもボーリング調査、これを相当やってみまして、解析をしてその上で工事に当たっていくと。当然それに対する調査方法等もあわせて検討しながら工事に当たるというものでございますので、この地質調査部分が増えてまいるということでございます。

委員長（音喜多委員） ほか。

9番。

菊池委員 太田南1番通りほか整備事業、これの中に奔渡11の通り、場所、これは入っているのかな。ほかだから。51ページ、3丁目浜側のT字路ですか、改良舗装プラス嵩上げですか。嵩上げの場合、何センチを予定していますか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 奔渡11の通りほか整備事業でございますけれども、まず、工事の施工場所につきましては、事前にお配りしております議案第3号説明資料、B4版の資料に位置図を示してございます。その2枚目にあります。2枚目のちょうど奔渡の、ここは3丁目付近になりますけれども、図面で示したところが位置でございます。奔渡町11の通りほか整備事業、延長120メートル、幅員7メートルから9メートルといった表示のところでございます。

それと、これの目的でございますけれども、これは道路の嵩上げでございます。以前からこの地区についても道路が冠水するといったことを踏まえて、今回この道路を嵩上げするという考えでございます。

嵩上げする高さでございますけれども、これはおおむね10から20センチ程度は上げれるというふうに私ども踏んでございますけれども、詳細につきましては現場の中に入っているときに、地域の方とのお話し合いを持ちながら、できるだけ道路の高さを上げていければと、このように考えてございます。

委員長（音喜多委員） いいですか。

（わかりました」の声あり）

委員長（音喜多委員） 次、3目除雪対策費。

3項河川費、1目河川総務費。

10番。

谷口委員 委託料なんですが、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金の行政業務委託料、河川調査委託料が9,356万6,000円、4,500万3,000円、これがプラスになっていますよね。この事業内容は何なんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、これの委託料、これの内容でございますけれども、これは、まず一つ目は、別寒辺牛川水系河川調査業務、これはトライベツ川ダムの堆砂状況の測量だとか、それらの調査をします。それと、イトウの産卵所調査、それからイトウの稚魚降下調査、あとは降雨調査、それと水質調査等を今行うための河川調査がございます。そのほかに、また別にトライベツ川流域の土砂生産源対策実施設計が入っております。これにつきましては、トライベツ川ダムの上流部のほうにありますところの土砂流出対策に伴う実施設計を行うというものでございます。

それともう一つは、土砂生産源対策の詳細基本設計でございます。これは平成18年度から行っております流出土砂の土量とか、それから土砂生産源の発生場所とか、それがどのような状態になっているのか、こういったものを調べまして、22年度にその中の取りまとめをする基本計画、これを策定する業務となっております。これが河川調査委託料の中の内容でございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 今回、この河川調査委託料の事業で、今、説明されたんですが、当時から生産源対策工事に着手いたしますという町長の町政執行方針があるんですけど、これはどこかにまた予算が出てくるんですか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町長の施政方針では、フッポウシ川の土砂流出対策に着手しますといったことを申しております。この別寒辺牛川水系土砂防施設整備事業、この中ですべて予算を計上しているわけでございます。

このフッポウシ川の土砂流出対策、これは昨年から流出する場所等がわかっておりまして、設計を行いまして、本来、平成21年度、今年度の3月から、それから22年度にまたがる5月で、これらの工事の一部を進めていければというふうな考えを持っていただけでございますけれども、いろいろ政権等がかわったこともございまして、事業費の確定が非常に不明確となった次第でございまして、21年度から進めるというのは遅らせてまして、22年度からこのフッポウシ川の土砂生産源対策を進めていくということで、北海道防衛局のほうから話がございまして。

施政方針のほうにはうたったわけでございますけれども、工事費につきましては、北海道防衛局のほうから事業費がこれからまた上積みされてくる考えでございまして。その中で補正をかけて計上して進めていきたいと、このように考えてございまして。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 その生産源対策って、どういうことなんですか。どこをどんなことをやるんですか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

フッポウシ川の上流部になります。それから、着弾地のまだ手前なんですけれども、そこまで行くまでの間、川から着弾地までの間、沢地帯になっておりまして、そのところが土砂がたまってきているといった状態が確認されておりました。それを踏まえて、その部分を検討いたしまして、どういったものかといいますと、布団籠といいますか、網目の中に石を詰めて、それを敷き詰める、そういったもので土砂が川のほうに来ないように押さえていく、こういった方法を今設計で組んでおりまして、それで進めていきたいというふうに考えてございまして。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、トライベツ川のほうも生産源対策調査設計を行いというふうになっていますから、同じような事業を考えているというふうに思っているんですか。トライベツ川は、今年度は事業をやる計画はないんですか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） トライベツ川のほうにつきましては、今これから検討しながら実施設計を組むわけでございますけれども、方法的には今言った布団籠等と同じような方法になってくるなというふうには考えてございまして。しかしながら、工事をいつやるかといいますと、まだこの部分については北海道防衛局のほうで、今年やる、来年やるというまでは示されてございません。その後、これらのものにつきましては、随時北

海道防衛局と協議をしながら、状況があれば進めていきたいと、このように考えてございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 トライベツの砂防ダムができた後、検討委員会は何ていう名前だったか正確には忘れましたが、調査をして改良工事を行うまでの間は検討委員会でしたよね。今はこの調査設計をして、検討委員会みたいのがあって、それに諮った上で何かを進めるようになっていきますか。それとも、今は何もないんですか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 今進めておりますのは、平成18年の1月に出されました矢臼別演習場別寒辺牛水系土砂流出対策等検討委員会、これの提言を踏まえまして、この土砂生産源対策を実施していくということで、それに向かっていくための設計関係を進めているところでございます。

それから河川調査、これはトライベツ川ダムのトライベツ砂防ダム、その河川調査、上流、下流川のスリット化した後の調査等もあわせて行っております。これらにつきましては、平成18年のスリット化した後から毎年毎年状態を調べて、そのデータが積み上がるのは平成22年度、まず5年間の積み上げの中では一度は、また専門家の先生方にも今後どうしていくべきなのかということもお伺いをしながら検討してまいりたいということで考えているところでございます。

あと、調査とか、場合によっては実施設計をする段階では、今この布団籠工法については、果たしてこれでいいのかということも設計する段階では、当時の委員のメンバーの方の専門の方にも意見を聞きながら設計を考えていくといったところではございます。

委員長（音喜多委員） 10番。

谷口委員 そうすると、今の説明では、18年に選定委員会の提言があって、それに基づいて調査を進めているというふうに理解していいんですよね。それで、結果的に新しい生産源対策工事を進めることについては、専門家の方々、検討委員会の方々の提言の中にこれがあったんですか。それとも、ないけれども、こういう調査結果が出たので、差し当たってこれはやっておこうということでやっているのか、どちらですか。

委員長（音喜多委員） 建設課長。

建設課長（佐藤課長） 18年の1月に出されましたこの提言、土砂生産源対策を実施していると。例えばどういったものかといいますと、今、布団籠だとかいろいろな工法がありますので、そういったものをつくる中で検討をするべくというふうに提言されているものでございます。その中の一部の施工、工法を考えながら設計を考えているところ

でございます。

ですから、提言をしてくださいました当時の委員のメンバーの先生方にも、当然この設計をかける場合には、こういった工法で検討しているんだということはご報告を申し上げ、その中で意見を聞きながら設計を考えているといったものでございます。

委員長（音喜多委員） ほか。

（な し）

委員長（音喜多委員） 進みます。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。

3 目下水道費。

5 項公園費、1 目公園管理費。

6 項住宅費、1 目建築総務費。

2 目住宅管理費。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費。

2 目災害対策費。

13番。

室崎委員 先ほども港湾の関係の費目のところで出ておりましたが、いわゆる森林地区の護岸補強とでも言いますか、それについて一つお聞きしたいんです。

先ほど、副町長、このねらいは一般の波浪というものに対するもので、津波だとかそういうものを想定しているものではないと、そういうふうにおっしゃっていましたが、それは間違いないと思うんですけども、ただ、その範囲では、津波が来た時だって役に立つわけですよ。津波対策のためにつくるというのではないにしても、説明会をやった時の資料を見ますと、事業概要で、厚岸町は日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震防災大災推進地域に指定され云々と、大体このあたりまで読むと私自信もちょっと目がくらくらとしてきまして、余り後ろを読まないものですから、災害対策でやるんだというふうを読むことになりますよね。

要するに、今あるのが地震でぐちゃぐちゃになって、そこのところに津波が入ってくるようなことになれば、もう役に立たないから、だから前のほうにきちんとした波返しはつくろうと、そして地震なんかでは壊れないものにしよう、ある程度の地震でしようけど、ということだから、一応地震や津波についても、その範囲内では抑えるということがある程度、それだけに万全というのではないですよといいながら、津波が来たときにこの防波堤が避けるわけでもないですからね、だからそれも言っておいたほうがいいんじゃないかという気がいたしまして、これは余談です。

それで、お聞きするんですが、今の防波堤ですか、これには防波堤と言っていいんだと思いますが、俗に波返しと言っていますが、ところどころスリットといいますか、隙間があるんですよ。これは漁業をなさる方が船を上げたり何なりするために、どうしても必要なものですよ。それが津波が来るとかそういうことになると、角落として

言ったかな、太い四角い材木、一人ではちょっと持てないような重たい、またはふわふわしたものじゃどうにもなりませんから、それを所定の隙間にすんとすんと落としていって、壁をつくって間を埋めるんです。これについては、何回か私も議会でもお願いしているんですが、役場の人走って行ってやってくれればいいんだけど、今回の津波のように、津波が来るよっていって随分時間があるときは間に合うんですけど、現実問題には日本海側は5分って言いますが、こっち側は30分ぐらいはあるらしいです。そのぐらいの間に全部見回すことは、恐らく不可能だと思う。それで、その地域その地域のご近所の方にやってくださいということになると思うんです。

それで、その地域の方がおっしゃるには、それはよくわかっているし、そのようにしようと思うんだけど、近所みんな老齢化が進んで昔のような力が出ないと。二人でよいしょって持つのもやっとなど。それで、いざというときは不安だというような声も出ておまして、浜中町なんかのほうを見ますと、レールの上を大きな壁がぎゅっと動くんです。それも、このごろの新しいのは電動式になっているのかな、そういうようなものになっています。あるいは、おっつけて動かすというので、大きさに比べたら非常に簡単な力ができるようになっていきます。こういうものについても、今度新しいところでは十分に考慮されたものとして考えてよろしいんでしょうか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今のご質問ですけれども、土現なりと協議してまして、今、角落として開放している場所が、現在では情報館の前、昔のロッキーさんってありましたけれども、あの近く、福田さんのあたりが開放して、あとは今使わなくなってございます。その方が、そこを開放として使うかどうかという確認はまだ至っていませんけれども、もし、やる場合はそこで開放しなくてもいいということになれば、角落としの場所が必要なくなるということになりまして、その辺は今調査中でございます。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 それから、図面で見ますと、十何メートル前のほうに出てくると。船を入れると16メートルぐらいになるんですかね、現在。それで、当然いろいろな手続もあるかと思えます。この後1回、真栄集会所ですか、そこで説明会があった、あるいは漁業関係者への説明も行ったというような話が先ほどあったんですが、この後はどのような手順を踏んでいくのか、その予定わかりましたら教えてください。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 詳細につきましては、まだスケジュール等は煮詰めてませんけれども、この間の説明会の時点でも、自分の敷地と北海道の敷地の境界だとか、自分の建物がそちらに入っているんでないかとか、いろいろなことを提言いただきました。その辺も解説していかなければならない。今わかっている、防波堤のほうに、基礎は打っ

てませんけれども建物が入っちゃっているという方もおりましたので、その辺の状況も現地調査を繰り返しまして、説明会なりで対応していきたいと考えております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 陸上部だけですか。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 海の中に施設ができていくものですので、漁場の状況も踏まえまして、漁業者の了解は得ていますが、施工方法なりも含めまして協議していきたいと考えております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 了解というのは、例えばこのところの前浜で仕事をしている人たちもいますよね。そういう地域も入っているんじゃないかと思うんですが、そういう漁業権の問題だとか、そういうものも問題にはなっていないのでしょうか。それとも、そういうものを含めて全部、漁業権放棄って言ったかな、そういうような手続も終わっているということなんですか。住民からいろんな声が出てくるから、きちんとしたほうがいいですよ。

委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 5 時40分休憩

午後 5 時45分再開

委員長（音喜多委員） 再開します。

産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 大変貴重な時間をいただきありがとうございます。

漁業権の問題でございますけれども、総会で漁業権の喪失の議決をとらなければならないんですけども、とるためには前段に面積だとかそういったことが必要でございます。まだ基本の段階で詳細設計もやっていません。面積が確定できないものですから、役員会では一定程度の了解をいただいておりますけれども、北海道としましては、その議決に対しまして組合とその議決を求めるということで進められております。

委員長（音喜多委員） 13番。

室崎委員 今の話まとめますと、陸上部では用地に施設がかかっている人がいるかもしれないので、現状の調査を行ってきちんとした図面をつくり、その上でそれぞれの方との折衝がある。それから、海の上では漁業権の喪失というような問題が出てくるので、これもきちんとした設計図ができないとどういうふうになるかということは、今、断言はできないけども、そういうような事態を考えて、きちんとした図面をつくった上でそれぞれ所定の手続を行いたい。今は、それが何月何日に行うかというような時期ではまだない。今これから現状の調査と設計図の作成に入るところですと。その範囲で漁協の役員との意思の疎通というか、了承もいただきましたし、地域の説明会も行いました、そういうことでよろしいんですね。

委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

産業振興課長（高谷課長） 今、委員おっしゃるとおりでございます。

委員長（音喜多委員） この2目で、災害対策費、ほかありますか。

（な し）

委員長（音喜多委員） なければ、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。  
ご苦労さまです。

午後 5 時48分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 2 年 3 月 1 5 日

平成22年度各会計予算審査特別委員会

委員長